

子ども家庭福祉に関し
専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関する
ワーキンググループ
第10回議事録

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ
第10回議事次第

日時：令和3年1月26日（火）17:00～20:00

於：オンライン開催

1. 開 会

2. 議 事

とりまとめ（案）について

3. 閉 会

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」を開催いたします。

委員の皆様、お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議での開催とさせていただきます。

まず、委員の出欠につきましては、小島委員から欠席との御連絡をいただいております。

また、事務局からは、公務の関係で、遅れての出席、途中の出入り等がございますことをお許しいただければと思います。

なお、今回のワーキンググループは、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。本検討会の録音・録画は禁止としておりますので、傍聴の方々はくれぐれも御注意ください。

配付資料は、事前に送付させていただきましたが、議事次第に記されているとおりでございます。

それでは、これより先は山形座長に進行をお願いいたします。お願いいたします。

○山縣座長 皆さん、こんばんは。山縣です。

本日、1月も末になってきていますけれども、これまで議論を重ねてまいりましたけれども、前回、素案をお示ししまして、議論いただきました。それを基に、松本先生と私と事務局と相談をして、修正を加えたものが本日の案になります。本日は、この案につきまして議論をしていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

今回も、質問等につきましては「手を挙げる」機能でお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

事務局より、取りまとめ案について概要の御説明をいただきたいと思っております。

○山口虐待防止対策推進室長 それでは、事務局より、前回からの修正点について御説明をいたします。

見え消し版となっている資料1-2を御覧ください。

2ページを御覧ください。「1. 基本的な考え方」の下に総論を追記しております。「子ども家庭福祉は子どもの命や暮らし、将来の生き方に大きな影響を与えるものであり、その担い手となる専門職の資質の向上は喫緊の課題である」。その3行下ですが、「これらの職員を定着させていくとともに」を追記。その3行下ですが、「今後は」を削除。

3ページに行きまして、3つ目のパラグラフですけれども、「ことから」を「ため」に修正するなどの文言の修正。その2行下ですが、「面がある」を追記。3ページの下、「(1) 資格創設の考え方」に行きまして、1パラの最後の行ですが、「及び態度」を追加。その次の行ですが、子ども家庭福祉分野独特の専門性として御議論があった部分を追加しております。「子どもは自ら意見表明することが難しい存在であることを踏まえた権利擁護」、「家庭全体を見据えた虐待予防の視点、親子の分離などの権利制限を伴う介入的ソーシャルワーク、家庭や学校など子どもを中心とした環境に働きかけるソーシャルワーク、里親

の養成や里親家庭の支援といった要素がある」。次の行ですが、「それにもかかわらず、例えば、児童福祉司の任用要件の一つである社会福祉士の養成課程においては、それらの要素の内容が非常に少なく、児童福祉司に任用された段階で専門性の担保が不十分であるなど、それらを十分に担保できる状況にない」と修正をしております。

3行下ですが、「なお」、「大学等の養成校では、子どもに特化した科目は少なくとも、社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程全体を通して子ども家庭福祉分野にも応用できるソーシャルワークの基礎を学ぶことができ、また、国家資格の養成課程以外の科目を含む教育課程の全体を通して子どものことも学べるようにしている」、「子どもに特化して学ぶのみでなく、家庭や社会に関する内容を幅広く学ぶことが重要である」、「との意見があった」を追記しております。下に行きまして、「(2)資格の対象、建て付け」の4行目ですが、「及び態度」を追記。その下は、順番を入れ替えただけで、内容的には変わっておりません。

5ページ目に入りまして、9行目ですけれども、「ソーシャルワークの専門資格は統合に向かうべきという議論があるなかで」と修文。その4行下ですけれども、「社会福祉士、精神保健福祉士が選択される傾向になりかねず」を削除した上で、「疑問である」を「懸念がある」に修正。1行下ですが、「また」、「社会福祉士と精神保健福祉士のカリキュラムの違いに応じて、子ども家庭福祉分野の共通科目として認められる範囲には違いが生じうることに留意が必要である」、「との意見があった」を追記。下から4行目ですけれども、「スクールソーシャルワーカーのような形で」を削除。

6ページに行きまして、6行目、「社会福祉士等の養成課程を修了することを要件とし、それらの資格の国家試験合格までは求めない形もあり得る」を追記。その1行下ですが、「その他の建て付けとして」、「大学等の養成課程を修了することに加え、採用された後に現場で長期の実習課程を修了することではじめて取得できる資格とするべきである」、「との意見があった」を追記。同じく6ページの下から4行目ですが、「専門家としてのアイデンティティを確立しやすくなるとともに、客観性が強いインセンティブを設定しやすくなる」を追記。その下ですが、「庁内」を「所属機関」に修正。

7ページですけれども、2行目、「例えばスクールソーシャルワーカーで採られている方法であるところ」を削除。その3行下ですが、「とするのが現実的ではないか」に修正。

その3行下ですが、「公務員の応募要件とするには国家資格が必要であり、認定資格ではそれが困難である」を追記。その4行下ですけれども、「する傾向もあり」を「するため」に修正。

8ページの「(5)任用・配置」の最後のパラグラフですが、「上記のとおり様々な意見があったが」を追記。同じ文章の最後ですが、「そのためのインセンティブや将来的な法的な位置づけについて検討すべきである」を追記。その下、「(6)スーパーバイザーの等」の2パラですけれども、「児童相談所では児童福祉司の大幅な増員に伴いスーパーバイザーについても大幅な増員が必要となっており、業務多忙な中でも研修に派遣するな

どスーパーバイザー確保のために努力がされているところであるが」を追記。その1行下ですけれども、「スーパーバイザーの養成については、自治体が責任をもって取り組むことが重要である」を追記。

9ページ目ですけれども、「3. 研修・人材養成の在り方」、「(1) 基本的な考え方」の2行目ですが、「足下の」を修正。(1)の最後のパラですけれども、「また、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターなどの民間機関においても、多機関との連携による入所児童への支援、入所児童の家庭復帰のための家族支援、里親のリクルート・マッチング・委託後の支援、市町村の子育て支援事業の実施などのソーシャルワークを展開していくことが必要であることから、職員がそれらのスキルを身に付けるための研修・人材養成の在り方を検討していくべきである」を追記。

10ページの「①児童福祉司」の3行目ですが、「子どもや家庭への支援」を追記。最後のパラグラフですが、「さらに、児童福祉司をはじめとする児童相談所の職員が、市区町村の現場を経験して、市区町村における子どもや家庭に対する支援について理解しておくことも、市区町村との連携や支援のためには重要である」を追記。10ページの一番下、「③児童相談所長」ですが、「一時保護等の決定権限や親権代行の権限を有するなど重責を担う存在であり、適切な判断を下すことや、関係機関との連携・調整を行うことが求められる。このため」を追記。

11ページ、上から2行目ですが、「例えば組織マネジメントについては、スーパーバイズ体制の整備や研修計画の策定などを通じて組織として若手を育成できる体制を構築することや、変化する問題に対応して必要となる人材を確保するなどの能力が必要である」を追記。その下、「④市区町村職員等」ですが、「子どもの福祉を確保するためには、基礎自治体である市区町村職員のソーシャルワークの能力を高めていく必要がある。市区町村には親子分離の権限はないが、身近な場所で子どもや保護者に寄り添いながら、妊娠期から青年期に至るまで、また、早期から粘り強く継続的に支援・指導を行う役割や、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との調整などのマネジメントを行う役割が期待されている」と修正をしております。その下、最後のパラグラフですけれども、「市区町村で指導的役割を担う者についても、児童相談所だけで経験を積めば良いものではなく、本来の市区町村における子どもや家庭に対する支援に関する指導・教育ができる人材を育てる観点が必要である。そのため、子ども家庭総合支援拠点に指導的役割を担う者を配置することや、外部からそれに相当する者を派遣する仕組みについても検討していくべきである」を追記しております。11ページの一番下、「講師の質を高めるとともに」を追記。

12ページですけれども、上から6行目、「さらに、職員が専門性を高める方策の一つとして、研修の受講履歴や到達度を記録でき、セルフチェックに役立てられるような仕組みも効果的であると考えられる。加えて、個人的経験・ノウハウを組織で共有・継続させるために、対応ケースの記録化など資料の蓄積と活用に取り組むことも重要である」を追記。

その下、「(3) 有資格者等に対する研修制度」ですけれども、5行目、「例えば資格

取得後の実務経験システム（インターンシップ）なども含めて検討していくべきである」を追記。一番下のところですが、「実践的な研修を今後強化していくうえでは、研修講師を担える人材を養成していくことが必要であり、大学や大学院で実践的なトレーニングや研究ができるような学び直しの機会も確保していく必要がある」。次の行は、「学会」を追記しております。

13ページ、6行目ですけれども、「さらに、法定研修のみならず、職員が所属機関の内外で行う自主的な研修・研究活動も重要であり、児童相談所等は、職員がそうした活動を継続できるよう、支援していくべきである。このほか、児童相談所等の現場において養成校等の実習生を受け入れることは、自らの業務の見直しを行うきっかけとなる意味もあり、業務量も勘案しつつ計画的・積極的な受け入れを進めていくべきである」を追記。「4. 人事制度・キャリアパスの在り方」、(1)ですけれども、「ソーシャルワークの専門職として」と修正。次の行ですが、「自治体間や民間機関との間の人材交流なども取り入れていく必要がある」を追記。「(2)採用」のところ、4行目ですが、「その資格を有する者の採用を促進していくべきである」と修正。その下のところは、「福祉職」を「福祉専門職」と修正しております。

14ページ、上から6行目のところですが、「なお」を「また」に修正した上で、「との意見があった」を削除しております。その下、「(3)人事・キャリアパス」ですけれども、「①総論」の5行目、「自治体ごとに人材養成のためのビジョンを持つこと、それを踏まえて計画的に取り組むことが重要である」と修正しております。その次のパラですが、「児童養護施設や乳児院をはじめ」を追記。また、後段ですが、「例えばケース検討会議の共同実施、民間機関での実地研修などを進めていくべきである。同時に、民間機関のソーシャルワーカーが児童相談所や市区町村でソーシャルワークの経験を積むことができる機会を確保していくことも重要である。なお、児童相談所において実地研修を行う場合には、児童福祉司として任用されている身分であるかどうかで実施できる業務に違いが生じることに留意が必要である」を追記。

15ページですけれども、一番上の行ですが、「専門人材の確保を支援する」という表現に修正しております。「②スーパーバイザー等」の4行目ですが、「資質を客観的に評価し担保する仕組みを整備して透明性を高めたうえで」を追記。また、その次の文章ですが、「併せて、公募制の導入についても検討すべきである」を追記。その次の行ですが、「また、スーパーバイザー等への任用と公務員の役職がリンクしていることが多いために、経験がある者が任用されない場合や経験がないのに役職によりスーパーバイザーに任用される場合もあることから、自治体としては任用と役職を切り離す運用も検討していくべきである」を追記。その下、「③児童相談所長等」の5行目ですけれども、「児童福祉司の任用要件を踏まえたものとなっているが」を追記した上で、次の行ですが、「この点については、例えば」、「弁護士や保健師などの専門職を任用できるようにすることが考えられるのではないか」、「との意見があった」を追記。2行下ですが、「推進すべきである」

に修正をしております。

16ページ、「おわりに」の3行目ですが、「足下で」を「早期に」に修正しております。本文の修正は、以上です。

参考資料が1枚ついております。資料1-1の最後のページについております。前回の検討会におきまして、図のようなものがあつたほうがよいのではないかという御指摘がありましたので、参考資料として「子ども家庭福祉の資格について（粗いイメージ）」ということで資料をつけさせていただいております。

前回からの修正点については、以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

少し時間を取りましたけれども、前回の議論を踏まえて修正したところを御説明いただきました。

これからの議論ですけれども、今日は2時間ということで、あと1時間15分になります。大体2つに分けて、前半・後半に分けて議論ができたかなと思っています。前半は1時間弱くらいで、「はじめに」、1、2、すなわち、見え消し版、資料1-2の1ページから9ページの上段までを前半として、修正したところを中心に御意見をいただけたらと思います。後段は、残ったところ、3以降についてやろうと思います。よろしくお願いします。

御意見のある方は、いつものように「手を挙げる」機能を使って手を挙げていただけたら幸いです。よろしくお願いします。

栗延委員、その後、奥山委員。まず、栗延委員からよろしくお願いします。

○栗延委員 皆さん、こんにちは。

2ページの下から3行目のところで、「さらに、今後は」を消していましたよね。「児童養護施設等の」でくくりになってしまっているのですが、ほかの文面を見ると「乳児院」が入っていたり入っていなかったりです。ここは最初のところなので、「児童養護施設や乳児院等の民間施設においても」という形で入れていただければいいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、奥山委員、その後、増沢委員、お願いします。奥山委員、お願いします。

○奥山委員 まず、資格の問題に関してですが、国家資格かどうかというのは非常に大きな問題なのですけれども、それに2つの意見があつた、議論があつただけで終わらせてしまわれているのですよね。この点はすごく問題かと思っています。認定資格で定着したら国家資格にするという意見には一体何のメリットがあるのか疑問なのですが、そのメリットがちゃんと書かれていない。この2つの意見があつたというだけで終わりになっていること自体が問題で、ここのところはもう少し議論をしてきちんと詰めたほうがいいのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の点は少し後で御意見を伺おうと思います。

まず、先に増沢委員の手が挙がっておりますので、増沢委員をお願いします。

○増沢委員 増沢です。よろしくお願いします。

4 ページの上のほうにある「なお」以降で付け加えられているものなのですが、養成の中で子どもに特化した科目が少ないことを言った上で、しかし、全体を通して子どもを学べるようにしているとか、幅広く学ぶことが重要というような、ある種、反対の意見と受け止められるのですが、大事なのは、そういった特化されたカリキュラムが圧倒的に少ないというのは事実として非常に問題であると思うので、その意見がここに書くべきなのかどうなのかというのがまず一つと、こういった意見としてあったということで書くならば、一方で、併せてそういう報告もありましたので、もし書くならば、養成校を出て就労した学生が児童福祉分野にあまりにも来ていないという実態も書くべきではないかと思いました。僕は、学んだとしても、きちんと特化したカリキュラムがないことが、児童福祉分野に対するある種の軽視であると思うし、学生はそういったところを受け止めると思うので、その点は重要だと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

追記については、検討させてください。そういう意見が出ていたのは事実ですから。

続いて、手が挙がっていますが、才村委員と藤林委員になります。

申し訳ありません。発言された方は「手を挙げる」を取り下げただくと非常にありがたいです。

才村委員、お願いします。

○才村委員 資料1-1で準備したもので、資料1-1を御覧いただきたいと思います。これの5ページ、ちょうど真ん中からちょっと下で、「支援の対象となる事例には非常に多様性があり」というところがございます。「個人や家庭が抱える様々な問題や多様な解決ツールに関する知見が子ども家庭福祉分野の相談援助業務には不可欠であることから、社会福祉士等の既存の専門資格を活用し」とあるわけですが、その中の「多様な解決ツールに関する知見」とは具体的にどういうものを指すのかというのが1点ですね。それと、この知見と社会福祉士の専門性との関係ですね。この辺りがこれを読んでいるとよく分からないので、まず、お伺いできればと思います。

それが1点と、もう1つ、続けてよろしいですか。

8 ページの「(6) スーパーバイザー等」です。この第2段落の一番下の行、「スーパーバイザーの養成については、自治体が責任をもって取り組むことが重要」とあるわけですが、ちょっと唐突過ぎないかと思います。国としても、例えば、子どもの虹やかかしへの技術的または財政的な支援も行っておられるわけですし、一定の責任を果たしていると思うのです。この書き方では、どうも国が突き放した言い方になっているのではないかと思います。したがって、次のように修正していただくとどうかと思います。「スーパーバイザーの養成については、自治体が責任をもって取り組むことが重要であるが、

国においても必要な支援策を講ずるべきである」としていただければどうかと思います。それが1点と、それに続いて、下から8行目ぐらいですか。「スーパーバイズ等を経た者」とあるのですが、このスーパーバイズは誰もが受けるわけでありまして、正確には「スーパーバイズの訓練を受けている者にケースレポートを課し」としてはどうかと思います。

以上です。

最初の質問にお答えいただけるとありがたいなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

今、西澤委員と宮島委員の手が挙がっているのですけれども、議論すべき点が幾つか出てきておりますので、手を挙げていただいている方々、一旦ここで止めさせていただきます。才村委員のものもそこで議論します。

次、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 藤林先生のほうが先ではないかと思います。

○山縣座長 分かりました。ごめんなさい。藤林委員、西澤委員、宮島委員になります。

○藤林委員 よかったです。飛ばされてしまうかなと思ったのですけれども。

○山縣座長 画面では宮島先生が先になっていたもので、ごめんなさい。

○藤林委員 私は、増沢委員と同じところが引っかかかっていまして、3ページから4ページにかけて、要するに、足りないということを前段で言っていて、4ページの真ん中が、でも、こういうものがあるからちゃんとやっているのではないかという言い方になっているのですけれども、これは論理的につながらないというか、相矛盾することを言っているような気がするのです。これは最終的にどのようにまとめていくのかというところで、重要なところではないかと思うのです。現状でも特化した科目が少なくても一応は教えているという現状は確かにあるわけなのですけれども、それでは足りないというところを3ページの後段から言っているわけなので、書き方としては、現状はこうだけれども足りないのだという文脈にしたほうがこの議論を読んでいる方々には分かりやすいのではないかというのが私の意見です。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

西澤委員。

○西澤委員 手の挙げ方の機能が変わったのですかね。探すのに時間がかかって、すみません。

似たようなことなのですけれども、5ページ目か。ずっとこだわっていまして、資格の統合化に向かう議論がある中でということなのですけれども、これはどこでされているのかというファクトチェックをしてもらいたいと僕は厚労省の事務局をお願いをしました。私が調べられた部分でいけば、2015年にそういうものが出されていますけれども、それを受けて今回のカリキュラム改正になっているようなので、もっとほかに流れがあるのだしたら別ですけれども、一旦その話は収束したのではないかと思います。議論があるという

のは、例えば、僕らの仲間内では児童相談所は解体すべきだという議論をやっているわけですよ。だけれども、そんなものはプライベートな議論なのでこういう報告書に出すべきものではないと思うのですね。こういう報告書で出す限りは、実際に今はこういう公の場でこういう議論がなされている途中ですというファクトがないと。事務局と話していても、それは委員の意見だったからと。それだったら言ったもの勝ちみたいな感じになるような気がして、非常に私は疑念を持っています。だから、どの場所で今どういう議論がされているのかということを示していただきたい。でないと、報告書は賛成できません。

もう一つ、今お話しになっているところですけども、私は現場の人間です。現場というのは教育現場の人間で、実際に養成課程で四苦八苦しているわけですけども、子どもや家庭のことをほかの科目でも幅広く教えているというのは個人的な努力であって、再三言われていますけれども、実際のカリキュラム上、どこで子どもや虐待のことが教えられるのか、今のほかの授業科目の中で、養成のカリキュラムの中で、どこで教えられているのかというシラバスとか、そういうものがあるのかなと思って、各大学の公開されているシラバスを探したのですけれども、実際にはないです。だから、そういうものも、結局、意見があったからそうなのだみたいなことは公的に通用しないのではないかなと思ってしますので、その辺りのファクトチェックの結果を教えてくださいたいです。よろしくお願いします。

以上です。

これはどうやって手を下ろすのかな。反応かな。

○山縣座長 さっきの逆だと思います。「手を挙げる」のところをもう一回押せばいい。

○西澤委員 昔は反応ではなかったのですよ。反応のところには手を挙げる機能がなかったのでね。すみません。

○山縣座長 宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

順番がこの順番でよかったなど。

○西澤委員 でも、ほんまに順番が問題だと思うよ。これは後に言うほうが勝ちだからね。どうぞ。

○宮島委員 勝つためというのではなくて、実際に手を挙げた順番で指してもらってよかったなと思っております。

違う意見になりますが、4ページ目の先ほどの記述については、その時点で意見があったものですから手を挙げさせていただきました。社会福祉士の養成課程においては子ども家庭福祉の内容が少ないと私も発言しましたし、そう思っています。また、過去の発言で、演習等においても、高齢者等の事例が多くて、もっと子ども家庭福祉の事例を取り上げるべきだということも申し上げました。感情的な面ではもっと多くていいと思いますし、事実としても、全ての人々は子ども期を過ごすわけですから、子ども家庭福祉は基盤になるものだと考えておりますので、もっと分量や内容が充実してほしいという気持ちは持って

います。その面では、ここにいる、今まで発言された方々の意見と同じだと思います。

しかし、4ページ一番上に「それらの要素の内容が非常に少なく」と書いてあります。非常に少ないということが客観的に言えるかどうかという点については、証拠を示す必要があると思います。ただ、社会福祉士養成のテキストにはどういう科目が並んでいるかといいますと、共通科目のほうには、例えば、高齢者福祉や保健医療と福祉という科目はないのです。これは専門科目のほうにあるのです。子ども家庭福祉も専門科目のほうにあります。専門科目が8科目あって、そこに1科目が上がっているという点では、少なくともテキストの上では、これは高齢者福祉や保健医療福祉や貧困に対する支援といったものと同じ分量が与えられているわけです。そのときに、子ども家庭福祉が非常に少ない、常にあらずという言葉を使っていますので、これが認識として正しいかと言われると、私たちの立場や思いとしては、もっと充実させてほしいという気持ちはありますし、児童相談所職員の学びとしては足りないという思いはありますけれども、ここで常にあらずという言葉を使っているか。逆に言えば、別の立場からファクトチェックが必要ということが言われてしまう可能性がある。そうすると、そのほかの様々な主張が弱くなってしまわないかというおそれを持ちます。そういう面で、「非常に」という言葉をここで使っているかというのは、ここはむしろないほうが説得力は増すのではないかと私は考えています。

その下の先ほどの記述で、確かに私はこういう意見を申し上げました。ここでは、子ども家庭福祉をというよりも、そこでも応用できるソーシャルワークの基礎を学ぶことができると書いてあるわけですね。むしろ私は「基礎」ではなくて「基盤」という言葉を充ててほしいぐらいで、どこの領域でも通用する共通基盤、しっかりとした土台を築くのだと、そこを今回のカリキュラム改正などで色濃くはっきりと打ち出しているところを考えれば、この記述は間違いではない、むしろ「基礎」ではなくて「基盤」という言葉に改めるべきではないかと考えます。

先ほど西澤先生が言った件については、また発言の機会が与えられましたら申し上げたいと思います。

一旦はこれで終了させていただきます。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員、まだ手が挙がった状態ですけれども、最初に奥山委員が言われたところの議論しようかと思っていますが、補足か何かはありますか。

○奥山委員 全体の流れについての疑問です。

先ほど、座長はそういう意見もあったので入れておきますと言うのですが、意見があったものの全部をずらずら並べるのだったら、この会議をする必要はないと思います。きちんと議論を闘わせて、どういう方向性がいいのかと出していくのがこの会議の役割であって、意見は全部書きますというのはおかしい話だと思います。もう少ししっかりと議論したほうがいいのではないかと申し上げたかったということです。

○山縣座長 時間は、私がメモを間違えていました。8時までです。申し訳ありませんで

した。

2点目ですけれども、全ての意見を出しているわけではなくて、基本的にはそういういろいろな意見を入れながら、ある程度委員の中で共有できたものについて本文として書く、意見は中黒で書くという形で、必要なものを入れているという形にしているつもりで、全てを書いているわけではありません。

○奥山委員 ただ、先ほどの増沢先生の御意見に対して、そういう意見があったのですからという形で、載せますと言ってしまうのはおかしいのではないのでしょうか。

○山縣座長 分かりました。その発言は取り消します。

この中で、不要なものは当然消してもいいですし、前回もそうですけれども、必要なものは追加があれば入れるという作業をやっていきますので、そのことは御了解いただきたいと思います。

今、私のメモで幾つかの議論があるのですけれども、才村委員から出ていた、児童福祉司だったか、ソーシャルワーカーだったかな。見え消し版の5ページになりますけれども、いろいろな解決ツールに関する知見があって相談援助業務には不可欠であると、ここについて御意見をいただいた方は、宮島委員でしたでしょうか。どなたでしたかね。私のイメージでは、いろいろな援助手法といいますか、ソーシャルワークの手法、多領域から借りてきた手法、いろいろなものを、特定の手法だけでなく、事案に合わせていろいろなツールを利用するという趣旨で書いてあると理解しているのですけれども、これを発言された委員、御説明いただけますでしょうか。見え消し版の5ページ、下から3つ目の中黒になります。「支援の対象となる事例には」で始まっているところです。

○宮島委員 ありがとうございます。

「支援の対象となる事例には非常に多様性があり、個人や家庭が抱える様々な問題や多様な解決ツール」で、「多様な解決ツール」という発言は自分の中では記憶がないのですけれども、個人や家庭に係る様々な問題に対する知見は、絡み合った非常に複雑な問題を抱える方々が、特に児童虐待では、まさに全ての事案が、これを課題と言うのか問題になるのかは慎重でなければなりませんけれども、複雑に絡み合った問題を抱え、しかもそれを何とかしなくてはいけないということで課題として認識するという状況があると思います。

もともと特定の問題点があつて、例えば、保護者の方の個人的なパーソナリティーの問題だけでいろいろな問題が出てくるということではない。もちろん個人要因とかはあつたとしても、それが生じる様々な背景や要素が絡み合っている。また、一見不合理だな、こんなことをなぜするのだろうと思つても、そういう状況に追い詰められていたり、そういう好ましくない方法を選択してしまうことには様々な背景があるゆえである。

個人の問題をただ追及するのではなくて、複雑に絡み合う様々な構造を理解していくのだ。状況の中の人、環境の中の人という理解に基づいて対応する。これはソーシャルワークの基本的な考え方だと思います。そういう状況がますます強くなって、その一つとして

児童虐待があるということを考えておりますので、少なくとも子ども家庭福祉について深く学ばなければならないと思いますけれども、支援は子ども家庭福祉のサービス等で完結するものではない。様々な領域の様々な資源あるいは方法、あるいは、当然福祉だけにとどまらず医療とかには当然力を借りなければなりません。教育の力も借りなくてはなりませんし、経済的な基盤をつくっていくことも必要です。ですから、「ツール」という言葉には私は自分に心当たりはないのですけれども、本当に様々なものを総動員して支援していかなければ解決あるいは問題の軽減にはならないと認識しております。そのように改めて申し上げたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

この点については、誤解がないような形で、議事録を見させていただいて、発言いただいた方とも相談をしながら、場合によっては「ツール」という言葉を削除するとか、そういうことも含めて考えたいと思います。

もう一つが、西澤委員が言われたファクトチェックに関連して、今、偶然、加藤委員に手を挙げていただいているのですけれども、統合に向かうという御意見はたしか加藤委員から言っていたと思うのですが、そのことに関して、お願いします。

○加藤雅江委員 ありがとうございます。

今宮島先生がおっしゃられたところともう1個だけかぶらせてください。子どもの虐待はその現象だけではなくてその背景を考えていくべきだということでは、私たちソーシャルワークをやる者としたら、あらゆる現象は人と環境の相互作用という捉え方をして対応しましょう、個人に帰するのではなくてもうちょっと社会に問題を見てもらえるような関わり方をしましょうということがこの文章なのかなと思っていました。

もう一つ、西澤先生からおっしゃられた辺りなのですけれども、そのぐらいソーシャルワークあるいはソーシャルワーカーについての世の中の認知が低いというところで、私たちはとても危機感を持っておりまして、日本ソーシャルワーカー連盟というものが団体としてございます。これが、ソーシャルワーカー協会さん、社会福祉士会、精神保健福祉士会、医療社会福祉協会さん、4団体で構成しているものです。この団体の中にソーシャルワーカー関係団体の在り方検討プロジェクトというものがありまして、2018年から今年の6月までずっと10回にわたって検討してきたという歴史が流れとしてあります。

この中の統括として、ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティをより確固なものにしていくために、将来構想として組織の統合や資格の統合を含めて考えて取り組んでいくことが重要であるとされているというのが1つございます。これに対して、今、覚書を4団体で作成するという段に入っておりますので、全く個人的にお話してこの話が出てきたということではなく、ソーシャルワーカーの専門職である4団体がまとめて考えてこういうことを提示しているというところを承知いただきたいと思います。

ただ、そのぐらい私たちの動きが見えてきていないのだなというところは、今回、反省

をしましたし、だからこそ、このワーキングでもずっと言われていますけれども、ソーシャルワークという言葉が、私たち現場で使っている人間が使っているソーシャルワークと乖離している感が否めないというところは、現場の人間としては思うところなのです。それも含めてこの4団体で考えていく作業をしないといけないと改めて宿題をいただきましたので、そのような経過であることを御報告いたします。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員、何か今の点で追加がありますか。

○宮島委員 ありがとうございます。

私も、加藤委員と同様に、統合が必要だということはずっと申し上げてきたと思いますし、前回の会議でそのことにはっきり触れました。これについては、福祉新聞の記事で、年が明けてから、奥山先生の意見で、子ども家庭福祉の資格をつくるべきだ、総合を考えるのならば3つをつくってから考えればいいのではないかという御発言と、むしろ一本化すべきだといった意見の私の発言が福祉新聞で取り上げられておりました。その関係もありまして、新たな意見ということで資料を送ってくださった方もありました。その関係もありまして、申し上げたいと思います。

そのことは大事だと思っておりましたので、今回送ってきていただいた先生の御意見も含めて、資料の中に私を含めて書いております。委員提出意見を御覧いただければと思います。

長々と話しても仕方がないと思いますので、まず、私は、先ほども、共通基盤が重要だと。土台をしっかりすることが大事だと。これは、スペシフィックとジェネラリストの使い方で、ジェネラリストという考えは広く浅いということではないのだと。とにかく領域を超えたスタンダードとして、ソーシャルワークの方法として位置づけられているのだと。あらゆる分野にちゃんと可能性を置いて、領域にとらわれてむしろサービス提供者中心のような形で支援が提供されるのではなくて、当事者を真ん中に据えた上で、本当に領域を超えて支援を提供するのだということを確認してきた考え方だということが改めて確認できました。

この短い間ではそのことを十分に説明し切れなかったと思いますので、ジェネラリストとスペシフィックの関係について資料をつくりました。

その後、7ページからになりますけれども、社会福祉士と精神保健福祉士の2つの資格を統合する流れがあるのか、ないのか。私は、あると考えて、この資料をつくりました。今回のカリキュラム改正も、明確にそこまでは書いていませんけれども、共通基盤をしっかりつくるのだと、社会福祉士と精神保健福祉士が、別々にあるということではなくて、今後この重要な共通基盤を共につくっていく立場なのだということがはっきり出ているというものがあると思います。

ある先生の発言によれば、社会福祉士という資格ができたこと自体が共通基盤をつくる

ということだと位置づけているという捉え方もされています。私はそこまではなかなか言えないなと思っておりますけれども、共通の倫理綱領を持つとか、あるいは、精神保健福祉の団体、社会福祉士、MSの団体等がはっきりそのことを表明しているという経過なども示されています。

今回、「議論がある」という表現になってしまったので、私は「流れがある」と堅持していただきたいという思いがあります。これが全く事実に基づかない発言だとは私は思いません。少なくとも明確な議論があります。また、今回のカリキュラム改正に基づいてテキストをつくっておりますけれども、私も関係しているテキストでも、精神保健福祉士と社会福祉士の両方が委員になって一つ一つの科目について議論し合っただけでつくってきたということがあります。一本化を目指すという流れ、少なくとも議論は明確にあると言えると思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の部分については、加藤委員と宮島委員から、国の公式の会議ではないけれども、専門職養成の専門団体さん、ソ協連さんが統合されたことも含め、そこで話がされているという事実が確認できたということで収めさせていただきます。

藤林委員、まだ今のところで何かありますか。

○藤林委員 今の加藤委員の意見を聞きながら、インターネットで日本ソーシャルワーカー協会のホームページを見て探しているのですが、その議論や提言が見つからないのです。もう一回、正確に、何という会議で議論されて、どういう提言が出されたのか、それはネットに載っているのかどうかを教えてもらっていいですか。

○山縣座長 お願いします。

栗原委員もたしか少しお話しされたのではないかと記憶しているのですが、加藤委員、何かありますか。

○加藤雅江委員 ごめんなさい。ネットに載せてというところまでの段階には行っていません。それよりも、この4つの団体、日本ソーシャルワーカー連盟という、そちらを確認いただければと思うのですが、こちらで4団体が交流をしようというところで、例えば、それぞれの学会に参加できるとか、そういったことの交流を含めていきましょうということであったり、ソーシャルワーカーデーを4団体で設けておまして、そこでシンポジウムを開催したり、そういった流れはそちらで確認いただけたと思いますので、全く事実無根で動いているということではなく、この4つの団体が一緒に1つの日本ソーシャルワーカー連盟を構成しているということは御理解いただけたらと思います。

以上です。

○藤林委員 連盟があると私も改めて今認識したわけですが、ホームページにはそういった統合化に向けての提言とかは掲載されていないということなのですね。

○加藤雅江委員 今はまだ議論の途中であって、先ほど申しましたように、在り方に関し

て詰めているところで、最終的なところで1月の半ばにお話がまとまるようになっておりますので、そうすれば目に触れる機会が出てくるかと思えます。

○藤林委員 私は医師なのですけれども、一般の我々の目に触れないものを事実と言われても、それは事実と言っていいのかどうかというのは疑問に思えます。

私の質問は、以上です。結構です。

○山縣座長 奥山委員、お願いします。

○奥山委員 今のお話で、私はせいぜい議論がある程度だろうなど。流れというまでになっているとしたら、みんながそっちの流れを認識しているということですから、認識もしていないのに流れとは書けないだろうなどと思えます。

もう一つ、先ほど宮島委員がおっしゃっていたように社会福祉士のほうはいろいろなカリキュラムがあってそれが基盤になるのだとしたら、この図の右側が精神保健福祉士の上に乗っかるような形に書かれているのはおかしい話ではないかと思うのです。宮島先生の話だと、社会福祉士の上に乗せなければいけないのではないのでしょうか。

○山縣座長 この参考資料の図ですよ。

○奥山委員 そうです。

○山縣座長 これについては、事務局とも少し協議をしていたのです。本当はもっと複雑に書かないといけないのではないかということなのではすけれども、現段階であまり複雑に書けないということで、この形に、案として。

○奥山委員 ただ、精神保健福祉士の上に乗る形もありと皆さんは考えているのでしょうか。それが1つです。ここは一つ一つ議論したほうがいいかもしれないので、そうだとしたらおかしい話ではないかと思えますので、その図に関してもちゃんと議論をしていかなければいけないのではないのでしょうか。もし本当に公のものとしてつけていくということになれば、まずいと思えます。

○山縣座長 もともと図は入っていなかったのですけれども、前回、何か目に見えるものがあるほうがいいのではないかという委員の意見がありました。それをベースに入れたということです。それが第1点です。

○奥山委員 もう1つ、言いたかったのは、先ほど来、結局、本当にぼやっとしたところでの議論になってしまうので、西澤先生がおっしゃるように、はっきりと分かっているところは、どのぐらいのコマしかないとか、そういうふうを書いていくようなイメージが必要と思えます。全てのものに対して、さっきの流れか議論かということも含めて、内々には議論されているというところが今のファクトなわけですよ。表に出すほどのきちんとした形になっていないというのがファクトなのだとしたら、そこはそのファクトで書けばいいのだと思えます。

○山縣座長 ありがとうございます。

図について、さらに、先ほどのもうちょっと複雑な絵を描くべきではないかという考え方もあったというところを簡単に紹介させていただきますと、まず、共通科目と社会福祉

士と精神保健福祉士について言うと、共通科目が社会福祉士と精神保健福祉士の中にあるというのが1点目の認識です。国の制度上も、そうになっています。

もう一つ共通科目があるのではないかということ、この絵をつくる時には相談をしながらつくりました。それは、上にある黄色い部分ですね。仮称で「子ども家庭福祉士」と呼ぶとして、子ども家庭福祉士と社会福祉士の共通科目、下の共通科目を除いた別の意味の共通科目ですね。例えば、子ども家庭福祉論はここに該当すると思います。子ども家庭福祉士と精神保健福祉士の共通科目はそんなに量がないのではないかと考えたときに、今、偶然、同じ面積といいますか、高さが同じで同じ科目数のような感じに見えるかもしれませんが、そうではなくて、社会福祉士のところに載っている科目と精神保健福祉士に載っている科目は科目数がずれている。ここで「相当」とすると、また「相当」とは何なのかということになりますので、その差があるのだという形で認識していますけれども、そこまで表現をしなかったということです。

○奥山委員 科目の問題ではなくて、先ほど宮島先生がおっしゃったように、社会福祉士の中では、子どものことも考えてやっている、全てのことをやっているのだということであれば、社会福祉士の上に乗るということは、宮島先生の御意見で、ある程度、それもありかなと思うのです。しかし、精神保健福祉士という専門的なところ、基盤になるところではなくて専門的な資格の上に乗せるというのは如何なものでしょうか？ 社会福祉士の上に乗ると精神保健福祉士の上に乗るのは意味合いが違ってくるのではないかと思います。

○山縣座長 私と奥山先生が議論していても仕方がないので、各委員の手が挙がっておりますから、加藤委員、宮島委員、佐藤委員、西澤委員、私の画面ではこうなってしまうのですけれども、それでよろしいでしょうか。順番がこの画面上で分からなくなっています。

佐藤委員が先でしたか。ごめんなさい。確認できる画面にさせていただきました。佐藤委員、西澤委員、宮島委員、加藤委員の順になります。佐藤委員からお願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私の発言は今の奥山先生の精神保健福祉士にというその前の段階で、先ほど加藤さんから日本ソーシャルワーカー連盟の話がありましたけれども、日本ソーシャルワーカー連盟の構成団体の一つである日本医療社会福祉協会としてお話しさせていただきます。

医療ソーシャルワーカーの団体は、今、医療ソーシャルワーカーはベースの資格を社会福祉士と置いていますけれども、保険医療機関で働く上では、精神科で働いている方たちもいるので、PSWを持っていたり、ダブルライセンスを持つと。

ソーシャルワーカーとしては、先ほど加藤さんがお話くださったように、まず、国民に対して私たちソーシャルワーカー自身がきちんと認知されていない、それゆえにソーシャルワークサービスがきちんと届けられていないということの反省に基づいて、きちんとソーシャルワーカーが発信していけることと国民に資する専門職になれるようにというこ

とを、今、ちょうど考えているところです。

藤林先生からこれが公になるのかということについても先ほどお話がありましたけれども、ちょうどこの1月中に取りまとめをされているところなので、この先、例えば、ホームページ等で公開するかどうかということについては、また改めて御確認いただければと思います。

今の事実としては、覚書が今後交わされるというところまで話がまとまっているということはお伝えしておきたいなと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

西澤委員、お願いします。

○西澤委員 さっきの話で、加藤さんからこういう事実があるのだということを言われたというので、ただ、藤林先生が言うみたいに、公開されていないものを事実と言うのかというのは私も疑念が残っているということと、さっきも言いましたけれども、その話が起こったのは2015年だと思います。6年前ですよ。それで統合されたのならまだしも、今から統合に向かって話を進めようという覚書の段階で、何と言うのかな、また先送りされてしまうというのかな、今の子ども家庭福祉の領域がむちゃくちゃな状態になっているというのは皆さんがどの程度御存じなのか分かりませんが、待たない状態ですよ。もし万が一統合に向かうのだとしたら、それはそれで進めていただいて、一方では、子ども家庭福祉をしっかり担える専門職を育てるという観点から、新たに資格をつくって、それが将来的にまた統合されればいいだけの話なので、ある意味、時間が6年もたちながらいまだにそういう状態であるということ自体は、ソーシャルワーカー協会なりなんりの、ある意味、責任だと思うので、それに巻き込まれてしまうというのはとても私は看過できないと思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

人の目に触れるものがあるかないかは大事だなとは思いますが、先ほど申し上げたものの中に、私の資料には書きましたけれども、日本学術会議がこの資格の再編について提言している。それははっきり目に触れることができます。その内容は、様々な領域をカバーできる共通基盤をきちんとした上で養成を充実させていくべきだという内容になっていると思います。そのことで、議論ができ、カリキュラム改正などにも影響を与えてきた。だから、このカリキュラム改正においては、この共通基盤をしっかりとしたものにしていくということだと理解しています。目に触れているもので確かなものがあるかといったら、これはあると私は認識しております。評価は人によって違うかもしれませんが、「議論」という言葉にとどめるべきだということが総意であれば、それは受け入れなければなら

いと思っております。

この図について、今申し上げた観点からいえば、共通科目ではなくて共通基盤だなどずっと私は考えておりました。共通科目というもので、果たしていいのだろうか。共通基盤だなど考えています。ただ、これは過去にも示されていて、このイメージで来ていますので、共通科目ということで最終的に参考資料として出ることに対しては受け入れるつもりでいます。

ただ、この共通科目の分量はこんなに小さいかといいますと、社会福祉士と精神保健福祉士のカリキュラムでも、共通科目は13科目あるのです。社会福祉士の専門科目は、8科目です。精神も、8科目です。ある面、この共通の、私は基盤と示していただきたいところですが、もっと分量のあるものだと考えています。

奥山委員が社会福祉士の上に上げるべきだという御意見を下さいましたが、精神保健福祉士の団体の皆さん、委員も、ジェネリックの共通の基盤、浅くて広いということではなくて、両方に共通するジェネリックなものをとにかく大きくして、それが社会福祉であるということは認識して下さって、その上にスペシフィックなものを積み上げるという考え方合意しているのだろうと思っています。

ただ、この図でいえば、既存のソーシャルワークの国家資格の上に乗せるのか、あるいは、2つと同じように、もう一つ、同等の国家資格をつくるのか。2つ、大きな流れがあって、その両方は残念ながら一致することはできない、両方があったという客観的事実に基づいて、報告書についてはできているのだろうと思っています。今日は10回目ですが、9回、真剣にずっと議論してきました。それをにわかになら一致して一本化できるということのほうがむしろ現実的ではないし、議論の経過、真剣に議論してきたことの軽視になると思います。国家資格をどう捉えるかということについていえば、私自身は並列の資格を新しくつくるというのは逆に様々な面で妨げになると思いますから反対ですが、逆にそれが必要だという強い意見をはっきり言ってくださった委員がいらっしゃるわけですから、そのことをちゃんと記入していくことが必要だと考えています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

○加藤雅江委員 統合の件とカリキュラムの件、2つ、お話しさせてもらいたいと思います。

西澤先生、2017年から私たちは議論を始めているので、さっきの2015年の話とは別と考えていただけたらいいと思います。

統合をなぜしようと思っているか。私たちの仕事に対する理解が低いからというものもちろんありますけれども、その支援を分断したくないというのが物すごく大きいわけです。高齢者を主に見てくださっている社会福祉士の方も多いですし、精神疾患をお持ちの方たちの支援と、子どものことと、全部一個一個分断されていてしまっはいけないので、

みんなと同じことを目指していけたらいいねというところが一つあるということも御理解いただけたらと思います。

前回もそんなふうには言っているのだったら早めに統合してしまえばいいではないかという御意見がありましたけれども、これは私たちがしたいからといってできるものではなくて、できてしまった資格なわけですから、それはつくったサイドの方たちがどう考えるかということも大きいわけですから、何が一番弊害かというところ、社会福祉士と精神保健福祉士であっても、厚労省の管轄部署が違うわけですから、そうすると、それだけでも情報の行き渡り方が異なってきてしまうわけなので、そういうことも資格を一つにしていくところの難しさになってきているのだらうなと思います。

カリキュラムの議論に関しては、私は、大学に移って、それもあって両方が見えてきたので、今までも意見としては言ってきたつもりなのですが、見え方が若干皆さんと私では異なっているなと改めて今日も思ったのです。要は、子どもの分野が足りないとおっしゃって、そこを個人の努力で教えているのではないかということをおっしゃっていましたが、確かに足りないかもしれないですが、そこを言いたいわけではなくて、子どものことを教えたからといって児童虐待の対応ができるのですかという話をしたいわけですね。もっと生活を支えていかなければいけないし、現象として虐待が現れているというのは、そのおうちの中で、その子どもが、そういう役割というか、家族全体のバランスを保つために、虐待ということでサインを出させざるを得なくなっているわけですね。そうすると、そのサインに気がついて関わるのに、子どものことだけを勉強してできますかという話をしたいということなので、そこは今の議論とずれてきていて、教え足りないからどうではなくて、今やっている学問を生かして子どもの虐待を防ぐために活用していくことのほうが近道ではないですかということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

藤林委員、奥山委員、栗原委員の順に手が挙がっています。藤林委員、お願いします。

○藤林委員 ずっと同じことを議論しているような気もするのですが、西澤先生が先ほど言われたように、統合化の議論があるのは私も改めて認識しましたし、それは精神保健福祉士の資格化のときからずっと議論されているわけで、現在またソーシャルワーカー連盟として覚書をつくってやっていこうという流れは、私は否定しているものでもありませんし、そういう方向性も望ましい方向かと思ったりするのですが、それと子ども家庭福祉を専門にする資格をつくるというのは別の考え方でいいのではないかなと私は思っています。長年児童相談所において、この分野にスペシャリな人材は本当に必要であると思っています。社会福祉士または精神保健福祉士の方々が養成校で単位を取ってきたとしても、足りないのは本当に足りないのですよ。精神障害の分野と同じで、児童の分野でも権利制限を行いますし、なかなか自分自身の意見を言えない方々が対象になるわけなので、ここには本当にスペシャリな実習や講義が本当に必要です。現在、子どもの十分な権

利が保障されていない時代の中で、スペシャルなソーシャルワーカーは本当に必要なのだということを見ると、統合化のプロセスを5年も10年も待たられない。これが、来年、再来年とか、5年後という明確な期間があるのであればまだしも、いつになるかわからないという状態の中でそれを待たないかということは、なかなか現場としては待たられないという思いがあります。

ただし、精神保健福祉士の資格ができるときに、統合化の議論はあったけれども、現場の要請に応じてつくっていったという経緯があったわけなので、今回、もし子ども家庭福祉士の国家資格をつくる場合においても、この統合化というキーワードというか、考え方をどこかに念頭に置きながら、その流れも意識してつくっていくことも必要かと思っています。

以上です。

○山縣座長 2点、整理をさせていただきます。

スタートの統合化のところから議論がずっとつながって資格の在り方にも触れていますが、この「議論があるなかで」というのはこれで了解いただきたいと思います。まだ公表されていないけれども、明白に関わっている団体の方々が恐らく今月中にはそういう方向で出るということの内示いただいていますので、ここをさらに掘り下げることやめまします。

2点目ですけれども、今、藤林委員が言われましたが、この報告書でも完全に一本化するという報告書にはなっていません。適切な図かどうかは議論があるにしても、参考資料に書かれているように、この報告書では子ども家庭福祉の資格は必要なのだという形になっています。その建て付けとといいますか、作り方が、共通科目あるいは共通基盤の上に、3つ、精神保健福祉士、社会福祉士、子ども家庭福祉士（仮称）が対等に乗っかっているという形の資格をイメージしている方々と、右側のように、社会福祉士と精神保健福祉士の中身については、本文の5ページにもありますけれども、認められる範囲については留意が必要であると了解した上で、プラス、子ども家庭福祉士の専門科目を上乗せすることによって資格として認めていこうと。意見としては、一本化がいいという意見もあったけれども、その方々も取りあえず現状現段階ではこれで認めますという発言をいただいておりますので、一本化そのものの議論をするとまた振出しに戻ってしまいますから、そのことは、将来的にあり得るかもしれないけれども、この段階ではそこには触れない。議論があることだけ、意見という形で押さえさせていただく。その上で、冒頭、奥山委員が言われた在り方について、さらに、これ以上、委員の意見の共通化なりを図ることができるかどうか、あるいは、必要な報告書の中に入れるべき意見があるかどうかというところまできたら集約をしていきたいと思っています。

そういうことを前提に、次は奥山委員になりますけれども、よろしくお願ひします。

○奥山委員 私は宮島委員のおっしゃっていることがいまいち分かりかねています。最初におっしゃっていたのは、この共通科目だけではなくて、その上に乗っかっている社会福

祉士の専門科目も基盤なのですという内容のお話だったと思いました。それが子ども家庭福祉に必要だということだったら、右側の精神保健福祉士の上にも、社会福祉士の上にも同じように子ども家庭福祉士の資格が乗ることが理解できないのです。その右側の図で社会福祉士の上も精神保健福祉士も同じように上に乗るということを、宮島先生に御説明いただきたいと思うのです。

○山縣座長 お願いします。

○宮島委員 同じように乗るといふことか、完全にこれで表現できているかということ言えば、違うなと思います。もっと複雑に描くということでも、本当に難しいですよ。また、今、統合をして一本化するというのは、先ほど、座長が整理してくださいましたけれども、またそこで平行線となってしまうので、そういう議論があるというところで事実として押さえようと言ってくださいました。2つの既存の国家資格がある、その上に上乘せしていくのだという図だと理解して、私はこれを受け止めています。

○奥山委員 宮島先生は、社会福祉士は基盤だということを考えておられるとしたら、社会福祉士の上に載せるということとスペシフィックな精神保健福祉士の上にまた乗せるということと同じなのでしょうか。要するに、どちらも国家資格なのだから国家資格を取った人の上に国家資格を乗せればいいでしょうと言っているように聞こえてしまうのですけれども。

○宮島委員 同じように乗せるということではなくて、既存の国家資格を十分活用して、さっき、時間がもうないのだと、一刻も早く体制を充実しなければならないのだと御指摘くださいました。まさにそのとおりだなと思っています。また、藤林委員が言ってくださったように、スペシャルな人材が必要であるということはまさにそのとおりだと考えています。

しかし、私は資格そのもので全てが達成できるものでは全然ないと思っています。今回調べた文献でも、国家資格の取得は専門職社会に加入する資格を得ただけだと、スタートを切っただけだという記述がありました。むしろ、生涯的な研修、ずっと成長し続ける訓練と学びを続けなければいけないのだと示されています。私はそっちのほうが大事だと思います。

○奥山委員 それを聞いているわけではないです。社会福祉士の国家資格を取った上に乗せるのと精神保健福祉士の国家資格の上に乗せるのは同じ意味合いだと考えておられるのかということを知っているのです。

○宮島委員 同じ意味合いだとは考えていません。同じ意味合いだと考えているのかということであれば、違うと思います。私は、そういうふうに理解しています。ただ、既存の国家資格を最大限活用していくという面では、この図は妥当性があると考えています。

○奥山委員 右側の方が時間がかかりますよね。

○宮島委員 そんなことはないと思います。

○奥山委員 いろいろな国家資格の上に乗せなければならないのですから。

○宮島委員 先生、それはどういう根拠で時間がかかると言えるのですか。

○奥山委員 これを国家資格としてやるとすれば、1人の人を育てる上にはどちらかの国家資格を取ってから次の資格に行かなければならないわけですから、時間はかかるということですよ。

○宮島委員 必ずしもそうは思いません。まず、きちんとした資格とし一本化する。まさに医師は一本である。弁護士も一本である。しかもその専門性に応じてその上乘せをしていって専門性を高めていく。医師や弁護士が一本であるにもかかわらず、なぜソーシャルワーカーは複数資格をつくっていくということが早道であり効果的であると考えておられるのか。むしろその根拠さえ私には分かりませんので、教えていただきたいぐらいです。

○奥山委員 社会福祉士が基礎資格で、その先に専門性を持っている、つまり、医者などと同じような資格体系に現在なっているなら別です。でも、今がそうではないのです。今のものをベースに考えようということなので、理想論と現実論を非常に混在してお話をされているような気がします。

○宮島委員 すみません。指名がないのにあまり意見を言い続けてしてしまうのはまずいですよね。

○山縣座長 今回の図については、注等も含めて、絵の描き方も、若干今の御意見を踏まえながら、絵の修正の可能性と注による補足の可能性で、絵そのものは、前回つくったほうが良いということで作りましたけれども、あまりうまくいかないのであれば、絵の削除という御意見がもしあるようでしたら、それも含めて意見をいただけたらと思います。

奥山委員、まだ手が挙がっていますけれども、先ほどのやり取りでよろしいですか。次の栗原委員の指名でよろしいでしょうか。栗原委員、お願いします。

○栗原委員 ありがとうございます。

繰り返しの話はしたくないのですが、この絵の左側と右側で共通しているのは当然社会福祉士と精神保健福祉士で、そもそも児童相談所が関わった悲惨な虐待事例の問題から資格の問題の議論が出てきた経過があるのかなと理解しております。左の資格については、結局、任用資格、隣の3つ目の資格ということで、できた暁には、結局、精神保健福祉士と社会福祉士は、児童福祉司の任用資格から外してもいいのだという理解もできるのかなという印象があります。

右側の上乗せは、既存の任用資格の上乗せでもっと必要な科目を履修しましょうというのは、これは展開の仕方によっては充実した研修プログラムという印象があるかと思いますが、それを任用資格までつなげるとまたいろいろと話が出てくると思うので、そういう印象でしたということ。

後々の問題ですけれども、児童福祉司の任用資格からそもそも入ってきたのですけれども、後半の議論でしょうけれども、民間福祉施設の職員の資質向上ということで研修を強調されておりますけれども、前提となる資格が、後で議論ができるかどうか分かりませんが、職員の資格は社会福祉士や精神保健福祉士はごく一部で圧倒的に保育士が多い

ということで、その資格との兼ね合いで、資格ではなしに研修だけだということであれば、それはそれで理解できるのですけれども、そういう展開にはなっていないという辺り、余計な話ですけれども、そういう印象がありました。絵は絵として、それぞれの立場で若干都合のいい解釈ができるかもしれませんが、ないよりはいいのかなというところ

です。

現在は、以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、江口委員、その後、藤林委員でお願いします。

○江口委員 簡潔に申し上げます。

1点目が、以前の提出意見でも述べたことで、今回この間の皆様の議論とちょっとずれるのですけれども、以前、現場の採用者の状況を具体的に御紹介させていただきました。社会福祉系の出身者は半分を満たしておりません。社会学、教育学、心理学系が半分以上というのが現状でございます。合格者の中で辞退する人も出ております。その事実は、児童相談所があるから、児童相談所の設置をしていない自治体という方で辞退者が多い。これは事実に基づく説明でございます。それが1点でございます。そういうことを考えますと、採用はいわゆる任用前と任用後がうまくつながった形でカリキュラムが組み立ていく必要があるというのが、私の現場の感覚でございます。

前回、3年間で養成プランというものを簡単にお示しさせていただきました。現場的にはせっぱ詰まった状態であることは間違いございません。現場で3年間、一緒に、いわゆる急速な養成ではなく、じっくり深掘りの養成をしないと、児童相談所で定着することは困難であります。これを現場の所長として、この間、ずっと感じております。

以前は、急いで養成しろ、3か月で養成しろと。頑張りました。でも、これはほとんど定着いたしません。3年間きちんと養成するというシステムを入れ出してから、深掘りをしてきちんと定着させていくということが、今、逆に求められている時代背景ではないか。児童虐待対応というのは、いわゆる履修した科目というよりも、現場での養成のシステムと両方が相まっていかなないと、もちろん科目の中にも入っていくわけでございますけれども、いわゆる採用後も視野に入れていくことを、きちんと盛り込んでいただいておりますけれども、改めて強調しておきたいと思っております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

藤林委員、お願いします。

○藤林委員 図を入れてもらったほうが、この議論を読む一般の人々、関係者の方々に分かりやすいのではないかとということで提案したのは私です。そのときにイメージをしていたものと、実際に出てきた右側の図が違っていたので、えっと思ったのです。絵に描いたほうが、文字づらで読むよりは分かりやすい。誤解をしていたということも分かったのかなと思います。

そこで、奥山先生と同じようなことを感じていまして。加藤委員にも教えてほしいのですけれども、30年前の議論で、私も児童福祉に移ってしまったから忘れてしまっているのですけれども、当時、精神保健福祉士の資格のときに、社会福祉士をベースに置いて、その上にスペシフィックなソーシャルワーカーとしての精神保健福祉士をつくるという2階建ての議論をされていたと記憶しているのですね。ですから、ジェネラルなソーシャルワーカーである社会福祉士の上に精神保健福祉士があるという姿をイメージしていたので、このワーキンググループの中でも子ども家庭福祉士は社会福祉士というジェネラルソーシャルワーカーの上にスペシフィックなソーシャルワーカーを立てるというイメージを持っていました。ですから、精神保健福祉士というスペシフィックの上にスペシフィックを立てるとするのは、理屈上、おかしいのではないかと思うのですけれども、その辺を加藤委員はどう思われているのか教えてほしい。ざっくりばらんに、資格を持っている人の上に立った方がいいのではないかなということであれば、そういう考え方もあるかもしれないけれども、理屈上はジェネラルの上にスペシフィックが立つというほうが理解しやすいのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○山縣座長 加藤委員、お願いします。

○加藤雅江委員 そもそもところで、資格ができるときに、社会福祉士一本でいくと全てのソーシャルワーカーは思っていたと思います。まさか医療の分野が外されるとは思っていなかったというのが、まず、正直なところですよ。その中で、取り残された医療の分野がどうするかという議論になったときに、実際、医療福祉士という資格ができるという話がありました。ただ、それはなくなりました。その後に出てきた精神保健福祉士という資格に、医療分野にいた私たちは、言葉は悪いですが、そこに飛びつきますよね。それで今皆さんが議論しているインテンシブは取れると思いましたが。

ただ、現状はどうかというと、今、本当に精神障害者の方たちを身近に支えている、生活支援の場にいらっしゃる作業所の方たちの給料は本当に手取り20万ぐらいのものなわけですよ。なので、そういう形の雇用を安定させるということをしていない中で、新たな資格のインテンシブということは、私はちょっと難しいのかなと思っていて、ちょっと話はずれてきますけれども、そういう実情も知っておいていただきたい。だから、医師の資格や弁護士の資格と比較はなかなかしづらいところなのだろうと思うのです。

私たちが何にしろ思うのは、江口先生がおっしゃったように、現場に定着させるためには、業務を独占という形で考えるのか、あるいは、その部分に対して点数化するとか、そういうことのほうが現実的であって、再三お話しされていますけれども、資格で仕事ができるわけではないわけですよ。その資格を取った方たちをどう守っていくかとか、どういうふうに育てていくかのほうが大事であって、その定着させるようなことをまずは考えていくほうがいいのか。実際に精神保健福祉士として資格を持っていて仕事をする人たちの苦悩でもあると思っているので、今、改めてお話しさせていただきました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

○藤林委員 私の質問に答えてもらっていないのですけれども、加藤委員としては、これは理屈の話なのですけれども、ジェネラルの上に立っていくというほうが分かりやすいと思うのですけれども、例えば、精神保健福祉士が習っていない科目、例えば高齢者とかいろいろあるわけなので、精神保健福祉士の上に子ども家庭福祉士が立つって、理屈上、おかしくないですか。

○加藤雅江委員 そういう話を私たちはずっとしているわけではなくて、私たちを使ってくださいという話をしているわけですよ。新たな資格をつくってどうこうということよりも、今ある資格でやるというところをお話ししたいというところですよ。

○藤林委員 趣旨は分かりました。

○山縣座長 ほかはいかがでしょうか。

きっかけをつくっていただいた奥山委員の御意見のところについて、現段階では、両論併記、いろいろな意見がありました、絵としては2本立てですと。2本立てのイメージは若干整理をするという前提ですけれども、こういう取りまとめ方で最終報告書にいけるのか、もっと時間をかけてここを議論して、委員会としての意見の統一は難しいかもしれないけれども、もう少しそれぞれの2つの案のメリットとデメリットを時間をかけて議論するというふうに行くのか、そこら辺についての御意見をいただけますでしょうか。

奥山委員、西澤委員と手が挙がっています。まず、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 私の意見としては、最初に言ったように、国家資格なのかどうかというのは物すごく大きなポイントなのかなと1つ思っているのです。それも含めて、重大要素、外せない要素とは何かということを考えていったほうがいいのではないかと。この報告書をずらずら読んでいても、一体何がポイントなのかというのがよく分からない。せつかく議論したなら、それぞれの要素に関して、ここはどう考えるのかということを中心に要素で締めたような報告書が欲しいと考えます。非常に漠然とした書き方になっているように読めてしまう。

お役所の言葉なので、読みようによっては、末尾の言葉でかわります。先ほども、カリキュラムがあるけれども実際は足りないのだという言い方のほうがいいと言うけれども、よく読むと、足りないというところは明言していて、やっているという意見があったと書いてあるのです。だから、そういう考えを全部入れ込んでいくと、通訳すれば何となく通じるかなという文書になってしまっていると思います。ここは外せないというポイントをしっかりと議論したほうがいいのではないかと私は思っています。

○山縣座長 西澤委員、お願いします。

○西澤委員 まず、大前提として、ワーキンググループとは作業部会なのですよね。作業部会でこういう意見とこういう意見と併記したら、これは誰が決めるのですかね。ワーキングというのは、タスクフォースと一緒に、あるタスクを持って、その解決策や結論を出して終わるのがワーキングですよ。いつも疑問に思っているのはその点が1つあるとい

うことです。だから、ある意味、何でも総花的に両論併記で書いておいて、これを後でどうするつもりなのかというのが見えないから不安なのです。私は、つまり、両論併記にしておいて、その後何かまた次のタスクフォースができるのか、そこに今度は議論の場を移すのかとか、そういう全体像が見える中で、この結論でいいですかと言われても、今後に対して責任を取れないなと思っているというのが一つです。

さっき、奥山先生は国家資格ということが大事なのだとおっしゃったし、今までこれだけの議論があつて、いまだに認定資格という意見は本当に残っているのですかね。そこが僕はすごい疑問があるということ。

さっきの2階建て方式で時間がかからないとかということが出てきましたけれども、社会福祉士を前提にするということは、恐らく社会福祉士の資格を取った者を対象に子ども家庭福祉士の資格を積み上げるということですよ。そうだとしたら、時間はすごくかかるわけですよ。大学院という話に多分なるのだろうと思うのですよ。今、現実はどうなっているかという、学校現場の人たちは、宮島さんにしても加藤さんにしても分かっていると思いますけれども、共通科目があつて、精神保健福祉士が積み上げられてということで社会福祉士とやっているわけですよけれども、学生は大体どっちの課程も取っているわけですよ。それで同時に試験を受けて、大体同時合格しているわけですよ。そういうことを考えると、その方式でやれば社会福祉士をベースにした子ども家庭福祉士とすることができるのかという話になると思うので、本格的な2階建てで6年かかることになる。6年で済むかどうか分かりませんが、なると思うのです。それで私の考え方は間違っていますかねということをお聞きしたいです。

だから、主には3点か。要は、この後はどうなるのか、この報告書が出た後にどうなるのかということが分からない。2階建て方式は時間がかかるでしょうということ。認定資格はもはやないのではないのですかという3点です。

以上です。

○山縣座長 1点目については、事務局から補足いただけますでしょうか。

○山口虐待防止対策推進室長 事務局です。

参考資料1が別途ついておると思いますけれども、参考資料1のところは後で御紹介するつもりだったので、御質問がありましたので、関係部分だけ御説明させていただきます。

参考1の下のところには「資格創設に向けた検討」が書いてあると思います。今西澤委員がおっしゃったのはこの部分だと思いますが、今後の進め方として、ここに書いてありますけれども、このワーキンググループでお取りまとめいただければ、それを上位部会である専門委員会に御報告させていただいた上で、このワーキンググループでの御議論を踏まえて、厚労省で、以下に掲げているような論点を整理した上で、たたき台を提示して、成案を得ることを目指すという段取りになると考えております。

○山縣座長 ありがとうございます。

そういうことで、社会的養育専門委員会での議論に移るということをございます。

3点目が先に浮かんでしまった。認定資格という意見を言われた委員がいらっしゃるといことは事実で、直接取り下げられた記憶はないのですけれども、新たに前回安部委員が言われた意見が今回の本文に入っているのですが、社会福祉士に合格していなくても科目の関係だけでというのはどうだったかということをお部委員が言われました。そういう意味では、新たな要素も入っていることになります。ただ、認定資格について強い意見があるわけではないということは事実だと思います。

大学院になるのではないかと、時間がかかるという意見は、私の理解では、時間がかかるという意味を2つの意味で使っておられるような気がしています。1つは、出来上がるまでに時間がかかるのではないかと、意味合いですね。この形が整うまでに時間がかかるのではないかと、意味合いと、西澤委員が言われたように、養成そのものに時間がかかるのではないかと、資格ができたとしても、4年間では無理で、6年という時間がかかるのではないかと。西澤委員の意見はそういうふうにお聞かせたのですけれども、時間がかかることも2つの意味があって議論しておられるなという感じがしています。

そのことを踏まえて、委員のほうで何か御意見がありましたら、よろしくお願ひします。

奥山委員、手が挙がっていますけれども。

○奥山委員 私が質問したいのは、さっき、この後、社会的養育専門委員会や児童福祉審議会に議論が上がって、厚労省で決めていくというお話でしたよね。

○山縣座長 たたき台をつくと。

○奥山委員 先ほど西澤先生がおっしゃったように、ここはタスクフォースで、ある程度これに関して専門的に考えられる人を集めたはずですよ。このワーキングでの意見に対して、社会的養育の専門委員会での意見はおかしいのではないかと、ということだったら、このワーキングに投げかけ返すという形になるのだと思います。両論併記でいってあちらで一本化するということが本当に可能なのでしょうか。そこは非常に疑問だと私は思います。

○山縣座長 疑問があるというのは、恐らくほかの委員も含めて、事実だと思います。

一方で、もう一回返ってくるのかという点については、先ほど参考資料1で示されたものについて言うと、あまり返ってくるイメージの説明にはなっていないと理解をしています。

私たちのワーキングは10回をかけてやりましたけれども、いろいろな御意見があって、これで幾ら時間をかけてもどんどん先送りになってしまうだけではないか。延ばしてもいいのであれば延ばしてもいいのかもしれませんが、それぞれの委員の立場はある程度固まっていて、この資格について、資格のつくりや建て付けについての意見はそれぞれの委員で大体固まってきていて、これ以上議論をしても、恐らく大きな進展があるとは私自身思っていないのです。委員長は無責任だと言われるかもしれませんが、委員の意見をできるだけ尊重しながらいくとするならば、これ以上時間をかけても、同じ議論が

続いて、相互にお互いの問題点を指摘したりそれぞれのよさを指摘することの繰り返しで、意見はどんどん積み重なっていくけれども、一本化の方向に進めるかということ、必ずしもそうでないような気がすると思っている。無責任だということを実感した上で、今、発言をしています。

○奥山委員 分かりました。ずっと上まで2本立てでいくということになるわけですね。2本がどこまでいって一本化、つまりどこで方向性が決まるのかと、それを多分西澤先生がさっき疑問として質問されたのだと思います。どこでどんなふうに議論されてどんなふうになっていくのだろうか心配なのです。図の右でも左でも、これが、変なふうに誤解されるような形で、全然思っていたものと違う形になっていたら一番嫌なわけですね。だからこそ、押さえておくべきポイントはきちんと押さえて議論をすべきだというのが私の意見です。

さっき言ったように、本当に認定資格のほうが良いという方がおられたら、そのメリットとデメリットをきちんと書くべきです。そういうことなしに、あたかも同等に重みをもってしていると誤解されます。認定でも国家資格でもどっちも議論が半々に分かれるところという感じを受ける報告書はまずいと思うし、できるだけ合わせられるところは合わせて議論をきちんとし、変えていくべきではないかと思っています。

○山縣座長 認定については意見があるけれども、認識としては多数派ではない、だから、基本的には国家資格であるという意見がたくさん上がっていると思っています。

○奥山委員 すみません。聞こえなかったもので、もう1回言ってもらっていいですか。

○山縣座長 認定資格であるという意見がある人はいらっしゃいます。先ほど言いましたように、社会福祉士を持っていなくても受験資格さえあればいいのだという意見の方もいらっしゃいますけれども、そちらは委員会としての多数派にはなっていないくて、国家資格であることを前提にしている委員が多い。その資格の建て付けについては、2つに分かれた状態。この報告書では、読んでいただくと、認定資格にすべきだと強く書いてはいないはずなのですけれども。

宮島委員、その後、西澤委員。

○宮島委員 順番が西澤先生の前になりました。

今、座長を国家資格が多いとおっしゃったのですが、多いかどうか決めたわけではないと思います。恐縮ですけれども。

先ほど、西澤委員が、認定資格が良いという人はいるのですかねとおっしゃったので、私はそちらが良いと思っていますので、ちゃんと表明しておかないといけないと思いました。

先ほどちょっとイレギュラーな形で発言してしまいましたが、資格はとても重要だという立場であります。しかし、資格があれば全て解決するというのは幻想だというのはずっと言ってきたことです。先ほども申し上げましたけれども、これはスタートを切るということで、いずれにしても生涯本当に成長し続けなければならない、訓練し続けなければな

らない、そのことこそが重要だと思います。提出資料に挙げさせていただいた社会福祉学会がつくった社会福祉学事典という書籍があるのですが、そこではわざわざ高度専門職の認定資格の意義と現状という項目が与えられて書いてあるのです。認定資格は全然後ろ向きなものではない。むしろ本当に生涯研修が重要で、訓練をし続けるのだということが示されています。

○西澤委員 そんなことは言っていないよ。

○奥山委員 国家資格は要らないのですか。国家資格だったら一生研修しなくていいとお考えなのですか。

○宮島委員 先生、私は、先ほど申し上げましたけれども、国家資格である社会福祉士がとても重要だと考えています。確かにスペシフィックになっていますが、精神保健福祉士の皆さんが、共通基盤を大事にしていて、とてもその資格を大事にし続けながらトレーニングをし続けている、訓練、力量の向上を目指し続けている。国家資格を軽視しているつもりは全くありません。要らないなどということは一言も言っていません。その上で、訓練し続ける、また、子ども家庭福祉士の部分の学びの足りなさを補っていく必要があると考えています。

むしろその継続していることを丁寧に確認し続けるという認定の在り方、1回認定されればそれでオーケーなどというものではないと思っています。継続的に力量を高める、そのプロセスそのものをちゃんと認定していくという仕組みが大事だと考えています。

一旦、これで閉じさせていただきます。

○山縣座長 西澤委員、お願いします。

○西澤委員 本当にそんなことは誰も思っていない。資格ができればそれで全て解決なんて幻想と、本当にも情けないぐらいばかりにされた感じがします。それは言うておきますね。

だから、まず、入り口のスタートを切る部分で国家資格が必要なのだろうということを僕は思うし、そこからの研修が必要とか、私だっていまだに自分で勉強し続けているけれども、それが必要なことは言わないでもよろしいということです。

さっき、山縣先生が言ったみたいに、もし万が一国家資格が委員会として多数だというのだったらそう書けばいいと思うのですよ。一方で少数派の意見だがこういうのもあったと書いたら、その主張が明確にはなってくるだろうなとは思いますが。客観的な書き方かどうかは分かりませんが、単なる両論併記ではなくて、そういう書き方をすればいいのではないかと思った。

多分、これをワーキンググループにした人がワーキンググループとは何かよく分からないままにワーキンググループという名前にしたのだなと思います。最終的に親委員会が判断するのだと思ったら、ワーキンググループの仕事ではないではないですかと思います。

今のところ、それぐらいかな。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員、まだ手が挙がっていますけれども。

○奥山委員 宮島先生がおっしゃることは物すごく矛盾していると思います。私は医者ですけれども、国家資格を取ってから研修しなくていいなんて全然思っていません。一生これは学び続けなければいけないのです。国家資格としてしっかりとしたアイデンティティをもった人こそは学び続けるのです。認定資格に学び続けるメリットがあるなどというのはおかしい話です。どうしても国家資格より認定資格がいいのだとおっしゃるなら、国家資格ではない認定資格のメリットを明確にしてほしいのです。国家資格だって学び続けることは絶対に必要なのです。実際の実技をやっていく、さきほど、私もインターンシップみたいなこと言いましたけれども、そういう実習も必要ですし、研修も必要ですし、国家資格だから取ったら何もしないということは絶対にあり得ない話です。かえってアイデンティティがきちんとするだけ学ばなければいけないという自分なりの意識が高められるということがあれば、認定資格よりも国家資格の方がメリットはあると思います。

○山縣座長 今、宮島委員の手が挙がっていますけれども、宮島委員のお立場は理解をしたつもりですので、認定資格でいいという御意見の方がいらっしゃいましたら。今、佐藤委員の手が挙がっていますけれども、認定資格と国家資格について御意見があれば、お願いします。

○佐藤委員 宮島先生を先のほうが、よろしいのでしょうか。

○山縣座長 宮島先生、認定資格でいいという、それ以上の何かはありますか。

○宮島委員 認定資格でいいか国家資格でいいかではなく、そういう問題設定そのものが、私から言わせれば、ずれているのではないか。奥山委員、西澤委員が、国家資格は重要だと。私は、そこで言う国家資格とは、社会福祉士、精神保健福祉士、既存の資格を大事にして用いてくださいと申し上げているわけです。ここで国家資格は要らないということを上申しているわけではなくて、ここでいう国家資格は既存の2つの国家資格と捉えているということです。

○山縣座長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私は、ソーシャルワーカーとしての国家資格は、社会福祉士、精神保健福祉士以上は要らないという意見ですので、新たに子ども家庭福祉士がということについては、国家資格である必要はないと思っているのが1つ。

これまでの議論を聞いていて疑問に感じるのは、社会福祉士、精神保健福祉士だって、国家資格としてずっと学び続けています。私も臨床に出てからもずっと学び続けていますし、大人の病院で働いているとき、子どもの病院に来てということについては、学び続けることについては当然だと思います。

そういう意味で、先ほど宮島先生や加藤さんもおっしゃっていましたが、ほかのいわゆる国家資格、医師であれば医師免許を取った上でそれぞれの専門医を取っていく、それを更新していくという作業のほうが大事なのではないかと、そういう意味で認定資格で更新をすることを課していくことのほうが大事なのではないかと、個人的には

考えています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

時間が大分過ぎてきまして、クールダウンをしようかな。10分間、休憩させていただいて、7時再開ということではいかがでしょうか。本来は後段に行こうと思いますけれども、一番ベースになるところで、その後どう研修するかということがつながってくると思いますので、もう少しその御意見をいただいて、次へ進もうと思います。

一旦、休憩させてください。

(休 憩)

○山縣座長 お待たせいたしました。7時になりましたので、再開したいと思います。

前段は、いろいろ御意見が出ておりますけれども、どこかの段階で決断をしないといけないと思います。もう少し、あと10分程度、議論させていただいて、その段階で一定の判断をさせていただこうと思います。引き続き、意見のある方は手を挙げていただきたいと思います。

奥山委員、手が挙がっていますけれども。

○奥山委員 宮島委員は、社会福祉士と精神保健福祉士をお使いいただいておりますので、それで駄目だからこの議論になっていると思います。認定でいいのではないですかと言っておられる方々は、そういうソーシャルワーカーの団体の方々やそこに関係されている方ですね。利益相反ではないかと思うぐらいです。既得権益なのかと思いました。ソーシャルワークの資格が本当に宮島先生や皆さんがおっしゃっているようにきちんとしたものとしてここまで来ていけば上に乗せる資格という形でやっていく方法はゼロではないと思いますけれども、今の段階で子ども家庭福祉をきちんとした形で学んだ人をつくり出そうとしたら、ちゃんとした資格をつくる以外に私はないと思います。それは外部の人間がそういうふうに期待しているということなのです。これまでの資格の仲間内でいいのだと言うのだったら、先に子ども家庭福祉ができる状態を実現してほしかったと思います。

以上です。

○山縣座長 相澤委員、才村委員、栗原委員、ここで一旦止めさせてください。相澤委員、お願いします。

○相澤委員 私は、自分で前回に出したように長期実習課程、実務トレーニングが必要だと、その課程修了で資格としなさいと言った人間なのですけれども、江口委員なども言ったように、実務をやってみなければその人がソーシャルワーカーに向いているかどうかはよく分からないのですよね。

実際に私は非行の現場にいましたけれども、非常に暴力的な子どもなどと向き合うとき

に、きちんと向き合わないような人は、専門性はなかなか身につけていけないのだろうなと。そういう基本的な態度を持っている人が有資格者であり必要だろうと思っています。そういうものの判断をしないで資格を与えるということであるならば、少なくとも更新制は導入すべきだろうと。

それは前回も言ったのですけれども、この7ページに書いてあるところでは、更新についてどう考えるかといった論点あり、併せて検討していくべきだということですが、更新制について導入するという意見があったとそこに入れていただきたい。先ほどから皆さんが言っているようにきちんと自分自身でトレーニングをするような人が専門家として資格を持って実務に当たってほしいなと思いますので、そういう意味では、更新制のところはきちんと書いていただきたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

才村委員、お願いします。

○才村委員 先ほどの議論なのですが、奥山先生のおっしゃったことに全面的に賛成です。先ほどの議論では、今の社会福祉士制度をそのまま基盤として、あとはずっと終生研さんを積みばいいのではないかという御意見だったと思うのですが、既に児童福祉司の4割が社会福祉士資格を持っている、さらには、その後、法定の研修を実施されているにもかかわらず、虐待死事案は後を絶たないのですよね。また、国の検証委員会などのデータを見ても、虐待死はそんなに減っていない。つまり、社会福祉士資格の人が児童福祉司にどンドンなっているのだけれども虐待死は減っていないという現状があります。それはなぜかという、今の社会福祉士制度なり、また、その養成課程において限界や問題があるということですね。その問題が何かということから今までこのワーキンググループにおいていろいろな議論を重ねてきて、現行の社会福祉士養成課程では子ども家庭福祉や虐待対応に関連する科目を入れ込む余裕が全くない、また、専門職としてのアイデンティティの形成という観点からも国家資格化はぜひ必要なのだというところで、あとはその建て付けをどうするかということに最近議論が移ってきたと思うのです。

だから、国家資格化が必要だということは、今さらその議論をするまでもなく、既にほとんど皆さんの合意事項であったのかなという認識は持っていたのですが、また議論が振出しに戻った感じがして、何とか国家資格化の方向で前向きな議論をしていただきたいなと思いました。

以上です。

○山縣座長 栗原委員、お願いします。

○栗原委員 私は上乗せ派の一人でございます。

先ほどの話で、左側の図で見ますと、40～50%、社会福祉士、精神保健福祉士が児相の現場にいるけれども、相変わらず虐待死事案が減らないと、この資格が役に立たないという趣旨で国家資格が別に必要だろうというお話だったのかと思いますけれども、100%に行

ってまだ役に立たないということであれば多分納得はできるかと思いますがけれども、40～50%で社会福祉士と精神保健福祉士が子どもが殺しているかのような言い方をされてしまうと、立場上、困ってしまいます。いろいろなメカニズムの中でのいろいろな事案が生じているということで、当然この資格で全てが解決するわけではないという視点で、たまたま既存の2つの資格での児童福祉司の専門性向上のための法定研修、独自の研修もあろうかと思いますが。そういった内容を右の図のような内容で積み上げていくということをやっているのではなかろうかと。実際、私は児童相談所を長くやっていますがけれども、最初は自分が児童福祉司になった理由を知らないという無知な児童福祉司だったのですけれども、一時保護所に行って児童福祉司になったから、一時保護所でやったからかなと思ったら、君は心理出身だから児童福祉司だと言われて、社会福祉士の資格も、児童福祉司の経験5年で取ったという順番が逆の立場ではあったわけです。結局、児相の現場の話でいきますと、これはほかの方も共通ですけれども、とにかく現場の実習が全てです。資格が仕事をするのではないと言ったら自己矛盾してしまいますけれども、現場で鍛えるしかないですね。ちょっとガテン系の話になってしまいますけれども、これしかないのかなと。ほかのところでも似たようなお話はあろうかと思いますが、上乘せでお願いしたいと思います。スクールソーシャルワーカーは確かに科目が少ないのは事実ですので、3回前ですかね、ソーシャルワーク教育学校連盟で提案があったものも上乘せであるということで、ソーシャルワーカーを養成するところもそこら辺で考えているという辺りで一致しているのかなということは見ておかななくてはいけないかと思いますが。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきましたけれども、途中でも言いましたように、認定資格については、複数の委員がそれでいいと表明しておられるというのは理解しています。ただ、国家資格化の意見のほうは量的には多いと認識していますので、それに基づいて、しかし、委員の意見として認定というものがあることについては明記をさせていただくという形で了解をいただけたらと思います。

含めて、この国家資格についてはもっと詰めるべきだという奥山委員の意見がありましたけれども、これも途中で申し上げましたように、だんだん意見の堂々巡りといいますか、同じ意見がずっと繰り返されている状況に今はなっていると思います。これをずっと続けてきていますので、どっかで打ち切らなければ延々とこれをやり続けるということになるのではないかと考えています。

そういう意味で、図も含めて文言等は、今日の御意見を基に、必要なものを修正したり加えたりしていきますけれども、できたら、その形で両論併記型で御了解いただけたらと思っていますけれども、藤林委員、何か意見はありますか。

○藤林委員 確認です。

先ほどの加藤委員の意見をずっと考えていたのですがけれども、この図なのですが、

国家資格か認定資格かということと、建て付けは別物と私は理解していたのですけれども、今の加藤委員や栗原委員の意見からすると、右側、2つ両方の四角の上に子ども家庭福祉士のカリキュラムがあって資格取得という図は、認定資格のことを言っているのですか。

○山縣座長 先ほど言いましたように、意見としては、これを国家資格ですね。これは黄色を含めた形の国家資格という形で提案してあります。その中にこれを認定と読むことも不可能ではないという程度だと思います。

○藤林委員 独立しているわけですね。

○山縣座長 そうですね。

○藤林委員 国家資格か認定資格かということと、建て付けは独立していると考えていいということですね。それが確認したかった点です。分かりました。

○山縣座長 そういうことです。

若干強引な整理になりますけれども、いかがでしょうか。

後段の議論に移らせてください。時間がなくなりましたが、場合によっては少し延長させていただくかもしれません。

9ページ以降の「3. 研修・人材養成の在り方」から「4. 人事制度・キャリアパスの在り方」について、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。

森井委員、お願いします。その後、江口委員、お願いします。

○森井委員 この機会を逃すと言えないかもしれないので、先に言わせてください。

個別の文言ということよりは、全国知事会の中で12月に示された取りまとめ原案について、各都道府県に全般について意見を照会させていただいた結果については、本日の委員資料という形でつけていただいておりますので、今後の議論の中で参考になる部分があれば取り入れていただければありがたいと思っております。

本日は、2点、私から、この意見等を踏まえてお話しさせてほしいと思います。

1点目は、11ページの最後になりますけれども、「このため、まずは法定研修において」、「講師の質を高めるとともに、現行の枠組みのもとで、効果的な研修を」云々という記載に関連して、各都道府県の意見の中でも、現行の児童福祉司の任用前研修であったり、任用後の研修につきましては、国が示すカリキュラムに従って、各県の実情に応じて研修を実施しているところがございますけれども、全国的に研修の内容の質を確保する上では、国において研修を実施していただきたいという意見が複数あったというのが1つでございます。

2つ目でございますけれども、私個人の意見になります。資料でいうと、13ページの上から9行目辺りですけれども、児童相談所の現場において養成校の実習の受入れを計画的・積極的に進めていくべきと記載されたことに関連して、恐らく江口委員なども御存じだと思いますけれども、児相での実習の場面におきましては、恐らく、保護者との面談や虐待事案の援助方針会議やケース検討会議への参加も要請されると思いますが、各府県が

定める個人情報保護条例上の課題をクリアする必要があると思っております。保護者の同意を取り得る任意の相談場面では実習生の同席も可能となりますけれども、援助方針会議やケース検討会議への実習生の参加については、当然保護者の同意を取りようもないということで、これらの会議への参加を控えている自治体もございます。

条例上の問題ではございますけれども、児相での実習を意義あるものとする場合については、国において、例えば、児相の実習ガイドライン的なものを作成していただければ、先ほど申し上げたような課題をクリアしやすくなるのではないかと思っておりますので、この点も検討していただければありがたいと思っております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

次、江口委員、お願いします。

○江口委員 今日の提出意見でつけておりますので、コンパクトに申し上げます。

この取りまとめの中で、要保護児童の中に非行児童も当然入っております。これについての記述がほとんどない。1か所だけ「非行」という言葉が残っておりますけれども、これについて書き込む必要があるのではないか。法的権限についても、例えば、虐待対応についての立入調査とか、様々な法的権限が記載されておりますけれども、いわゆる家庭裁判所送致も児童相談所の法的権限としては非常に大きな権限の一つでございますので、それが含まれることも含めまして、いわゆる家裁をはじめとした少年保護関係機関との連携という非行関係の記述について、ぜひ盛り込んでいただきたいというのが1点目でございます。

2点目が、市町村の方々とお話ししていると、特に町村の方々については、いわゆる採用、研修、定着について非常に頭を悩ませておられるというお話が多々耳に入っております。幾つかの自治体が共同で取り込むなど、幾つかのモデルを提示する形で、それぞれの自治体の規模や実情に合わせた取組が促進されるような記述をぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

栗原委員、お願いします。

○栗原委員 9ページの頭で、新たな文言として、中段に、「また、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターなど」という研修・人材養成の在り方に関しての記述があります。お聞きしたいのですが、各児童福祉施設等の民間機関にいる方々は今議論がある子ども家庭福祉士さんたちという想定なのでしょうか。

○山縣座長 職員の中にそういう方がいらっしゃってもいい、基本的には望ましいという考え方になるかと思っておりますけれども、子ども家庭福祉士のみを採用要件にするという文章にはなっていない。配置される職場の一つであると。

○栗原委員　そういう人もいます。研修の内容は前段でやられたような児童相談所の児童福祉司の法定研修のようなものとはまた違うという想定でよろしいのでしょうか。

○山縣座長　現段階ではこの後の法定研修等については議論をしていないということで、必要があればまた議論することが必要ではないかと。

○栗原委員　整理ができました。ありがとうございます。

○山縣座長　ありがとうございます。

　才村委員、お願いします。

○才村委員　ちょっと細かいのですが、資料1-2の10ページ、ちょうど真ん中、「②スーパーバイザー」です。ここで「地方自治体間での人事交流の仕組み等も含めて、アセスメント」云々とあるわけですが、立入調査や職権一時保護などの法的対応は列挙されているのですね。この介入機能しか書かれていないわけですが、虐待対応の真髄というか、かなり苦勞する部分はその介入機能の發揮によって生じた保護者との対立関係ですね。これの修復や家族再統合といったところに、虐待対応の多くの時間も労力も割かれているのではないかと思います。これらをマスターできるには膨大な時間数の訓練と経験が必要であって、国家資格化する一つの理由でもないかと考えられます。ぜひこれらを入れていただければと思います。

　14ページの②のところも同じような記述になっていて、今申し上げたような項目を入れていただけないかと。

○山縣座長　見え消し版ではないほうの14ページですね。見え消し版は15ページなのですよ。

○才村委員　見え消しは、15ページの②ですね。お願いします。

　もう一点、よろしいですか。15ページで、児童相談所長の任用資格について、「児童福祉司の任用要件を踏まえたもの」という記述があるわけですが、厳密にはそうはなっていないのですね。例えば、大学で心理学を専攻した者が要件の一つとしてあるわけですが、児童福祉司では、心理学のほか、御承知のように、社会学や教育学の専攻者もオーケーとなっているわけです。それはそれとして、児童福祉司では、これらを専攻しても、1年以上の相談援助の実務経験が求められています。また、これは児童相談所長の任用要件ですね。児童福祉司として2年以上勤務した者という要件は無論児童福祉司の任用要件にはないわけです。したがって、その児童福祉司の任用要件を踏まえた者にはなっていないということです。

　それよりも、何を言いたいかといいますと、その児童相談所長の任用資格は今のニーズに合っていないくて、見直しが必要ということでございます。例えば、児童福祉司と違って、社会学や教育学なくて心理学となっているのは、多分、昔、児相はChild Guidance Clinicと訳されたように、障害児の療育を行う仕事が多かったからではないかと考えられます。いずれにしても、児相長の任用資格の任用要件も見直しに向けた検討が必要とは書いていただいているわけですが、この理由に関する書きぶりを、今申し上げたようなこと

を踏まえて工夫していただけたらどうかと思います。

細かいことですが、以上です。

○山縣座長 事実に基づいて必要な部分の修正をさせていただこうと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

栗原委員、お願いします。

○栗原委員 10ページの児相長の新しい記述で、「一時保護等の決定権限や親権代行の権限を有するなど重責を担う存在であり」ということですが、これは希望なのですが、一時保護は重責というより通常業務になっていますので、法的な対応、28条をするとか、親権剥奪をするとか、そういう権限行使という例示で、一時保護も当然親と対立するわけですが、重要なものという例示では、一時保護よりもほかのものを先に出したほうが受け取る側からすると分かりやすいのかなということで、要望です。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

措置そのものも書いていませんので、それも含めて必要な入替えもしくは追加という形で考えさせていただきます。

ほかはいかがでしょう。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

前半の議論で熱くなり過ぎて、エネルギーと緊張を保てなくて、申し訳ありません。

それこそ資格は重要ですし、資格と同じかそれ以上に、人材とか、採用とか、こういうことが大事だと思っています。

やっと4割になったけれども、まだ経験が2～3年未満の人ばかりだよねと。定着できるようにする、5年、10年と勤められる、そこでステップアップをすることこそが重要だと。むしろ後半の記述が本当に大事だなと思っています。今までも意見を申し上げましたけれども、それを踏まえて修正として記述していただいて、本当に感謝しています。

ただ、1か所だけよく分からない部分があるので、どういう意味なのだろうという点が、本当に細かくて恐縮なのですが、見え消し版の12ページで市町村のことがずっと書いてあって、市町村のところも丁寧に書き加えてくださってありがたいと思っているのですが、「加えて、個人的経験・ノウハウを組織で共有・継続させるために、対応ケースの記録化など資料の蓄積と活用に取り組むことも重要である」の「ケースの記録化」がどういう意味なのか、ちょっと意味が取りづらいように感じました。記録はとても重要ですし、セルフスーパービジョンの意味合いもあるし、組織として進行管理をする上で記録はとても重要だと感じておりますが、またそこから学んで蓄積することも本当に大事だと思っているのですが、「対応ケースの記録化」は、通常の、記録は丁寧に書くよね、それは大事にしましょうという意味を超えて、この「化」があるものですから、どういう意味合いな

のかと。私だけが取りにくいのであればいいのですけれども、1人の人間が取りにくいと感じたので、誤解が生じないようにお聞きしておきたいと思いました。細かいところで恐縮ですが。

○山縣座長 これは津崎委員が発言されたものを文章化したイメージになっているのですが、特に他の委員から不要であるという指摘がなかったものですから、判断しました。津崎委員に補足をしていただきたいのですけれども、私の見方では、これは記録化をするというよりも、記録のさらなる充実とか、その活用というところに趣旨があると理解しているのですけれども、津崎委員、いかがでしょうか。

○津崎委員 「手を挙げる」というのは、どこを操作するのですか。

○山縣座長 津崎委員、今、指名していますので、取りあえず発言していただけないでしょうか。

○津崎委員 これは、昔、厚生省の時代に、毎年、事例集を出されていましてでしょう。ところが、多分個人情報との関係で、もう10年以上になるのですかね。出されていないのですね。要は、我々が技量を上げるために何が重要かという、多様なケース経験をどれだけ蓄積してきているかということとリンクして、難しいケースやいろいろ工夫をしたケースを誰が経験するのかということ、普通は、担当者とその上司とか、数人の経験で終わってしまう。そうではなくて、そこの兎相で起こったことを皆が共有していく作業をしないと、みんなの経験として積み上げができない。そういう取組は、例えば、記録とか、何らかの事例集とかに残して、もっと全体の経験として蓄積させて、それをまた次の世代につないでいく作業が非常に重要です。個人の経験だけで終わってしまうと、この組織としてのノウハウが、その人が替わってしまったらそれで終わってしまうということで、そういう意味の「記録化」なのです。

だから、ケースをしたから記録を書きますという「記録化」ではなくて、工夫を凝らしたケースを何らかの形で残して共有財産にしていくという作業が重要ですよということを御指摘したのですけれども、この実際の説明の書き方の中で若干分かりにくい表現になっているのかなど。

○山縣座長 了解しました。今、津崎委員も言われた「共有」という言葉を使って少しここは修正できるのではないかと思います。

江口委員、お願いします。

○江口委員 コンパクトに申し上げます。

児童相談所の権限のところ、一時保護と措置についての御発言があったのですけれども、児童相談所の骨格業務は33条と27条です。これを適切に法執行できるかどうかというのは児童相談所長の生命線になるところだと私は判断しています。大阪府で2,500件ぐらいの一時保護をしていますので、全件に児童相談所長が関与することが困難であることは間違いないのですけれども、私は少なくとも自分のセンターでは事後決裁になっても全件を見えています。一時保護をするというのは子どもたちに家庭から離れて生活をさせるという、

ある意味、非常に大切な児童相談所の機能の一つです。27条も、非常に大事な機能です。児童相談所長がここを非常に大事にしていくというのが今後は絶対に外せないポイントだと思いますので、その辺は児童相談所長の権限の中にきちんと盛り込んでいただくことが適切ではないかと私は考えているところでございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

西澤委員、宮島委員の順でお願いします。

○西澤委員 さっき加藤さんが「インテンシブ」と言っていたけれども、「インセンティブ」ですね。言葉が間違っていると。

今の津崎先生は、多分バージョンアップされているものなので、その下の反応というところをクリックすると、「手を挙げる」機能がそっちに移っています。私もそれで困ったのです。参加者のところをクリックしても「手を挙げる」機能が使えません。これはバージョンの違いだと思います。

全体に、今話されていることはよく分かるのですが、要は、専門職養成だということはどこかで強く出してほしいなと思っています。それは、研修であれ、あるいは、キャリアパスのことであれ、とにかくいわゆる一般の公務員とは違うのだということを強く押し出してほしいなど。これは多分意見の齟齬はそんなにはないことではないかと思っていますので、御検討いただければありがたいです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

次、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 先ほどの津崎委員の説明を聞いて、とても納得しました。そのようなことが分かるような記述を検討していただけるということで、ありがとうございます。

江口委員が一時保護の重要性を言うてくださったのですが、そのときに思わず手を挙げてしまいました。確かに、栗原委員がおっしゃるように、毎日のことになっているとは思いますが、一時保護をするということは子どもの一生を変えてしまうぐらいのことだと、あるいは、御家族の一生を変えたり、場合によっては崩壊させてしまうということがありますので、一時保護が根幹であると。これは、最初にこのまま残していただいてもいいなど。それで、27条の入所も当然あると。そのほか、プラスでもう一つぐらい入れておくという例示が好ましいのではないかと思います。別な意見ではなくて申し訳ありませんが。

とにかく、市町村の重要性、基礎自治体の重要性を丁寧に書いていただいて、粘り強く継続的に支援・指導と書いていただいたことを大事にしたいと思います。指導という言葉が入ったことに対して最初は違和感を抱いたのですが、保護的機能も含めて支援だという考え方を持っておりますので。ただ、實際上、児童福祉法上では「指導」という言葉が使われていますし、日本では司法の関与が少ないので、司法に準ずるような権力的な対応も

頻繁に出てくるという意味で、支援・指導の表現は適切だなと感じております。

最初は違和感を覚えたということと、今申し上げたような理由からこの記述は納得できるということを意見として伝えておきたいと感じましたので、申し上げました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

松本座長代理、何かありませんか。かなり不安を持って進行を見ておられたのではないかと思います。

○松本座長代理 手を挙げようかどうか、今、迷っていたところなのですけれども、発言の機会をいただきました。

研修が大事ということについて、異論は恐らくない。どう進めるかということで幾つかのアイデアを書き込んでいくということだと思います。

もう一度話を蒸し返すというわけではないのですけれども、資格の在り方について、もう1つ、私が気になるのは、市町村も含めて自治体の中できちんと専門職集団をつくっていく、そこできつと相互の交流も含めて専門性の向上が図られるような仕組みをつくるということが大事だと。今、そういう仕組みがある自治体もありますけれども、大体のところはないという中で、専門性の蓄積がなされていないというのが大まかな現状で、それをどういうふうに変えたらいいかということが根っこだと思うのです。

そうすると、資格の在り方とキャリアパスや研修の在り方は密接に関わるはずなのですよね。最初の「はじめに」にも何行か書いていただいているのですけれども、そういう観点から見たときに、逆に、国家資格のほうがいいのか、そうではないほうがいいのかという議論を1回しないと駄目なのではないかと思います。

私は、単一の自治体だけでなく、自治体相互あるいは都道府県と市町村をまたいで、あるいは、民間施設もまたいで、今の専門職集団をつくっていくというときに、国家資格というほうがいいのかと思う。これは私の意見ですけれども、そのほうがいろいろな自治体なり採用の縛りをかけていくときに、採用の条件にしていくときに、説得力があるのではないかと思います。1点。

もう一つは、学校でみんな勉強して専門家になっていきましょうというモデルが念頭にあるようにも見え、そればかりを話されているのですけれども、現職の人がそういうアイデンティティを持って何か共通の基盤となるようなものを学んでいくときにどういうルートがあるかというときに、単なる職場の研修よりは一つの資格制度の導入が、現職の人に対して、ある種のインセンティブになる、あるいは、インセンティブを持たせるような仕組みの一步をつくっていくことがとても大事だと思うのですね。そうでなかったら、極論を言うと、自主的にどんな資格をつくっても意味がないような気もしているわけです。

そういうふうにと考えると、社会福祉士を持っていてその上に乗せるとなると、現職の人からすると、あるいは、福祉士の養成課程を経ないで自治体職員になった人にとって、ハ

一ドルが高いように思うのですね。そういう意味では、私は、現職の人が取りやすい、あるいは、取らせるようなインセンティブをつける政策的誘導が取りやすいというのはどちらなのだと考えるわけです。

山縣座長、もし研修のところと重ねて、そういう観点から見たときに、先ほど前段で言われたようなことが、どっちがより有効なのかという観点から、何かほかの方に御意見をいただくということはいかがでしょうか。そういう観点で議論しないと、まとまらないと思うのですね。

○山縣座長 分かりました。ただ、前提は、前段のまとめで言いましたように、認定資格という意見も複数あるというのを前提に、しかし、資格という形で本文のほうは書く、そのニュアンスは国家資格に近いものだという方向で確認していますので、今松本先生が言われた部分については、資格の部分についてはあまり後戻りするような議論はしたくないと思っています。ただ、その上で研修とどうリンクするかについては、当然どんどん議論していただければいいのではないかと。

プラス、新しい観点として出た現職の方で社会福祉士等を持っておられない方々についての資格取得については建て付けの問題ではないかと思っていまして、社会福祉士ができたときに、今もそうになっていますけれども、児童福祉司経験4年で受験資格が発生するという書き方になっていますので、児童相談所以外もどこまで広げるか、細かいところは別にして、児童相談所の例について言うと、社会福祉士を持っていて児童福祉司経験何年であれば受験資格があるという方向もあるだろうし、あるいは、さらにそれも外して、現場で何年以上の経験があれば受験資格があるという建て付けも可能ではないかと。ただ、そのときにどこまで広げるかについては、当然細かい丁寧な議論をしないといけないと思います。

そのことを前提に、ほかの委員の方々、資格と研修の関係について何か御意見があれば。

○松本座長代理 人事・キャリアパスも含めてですね、特に市町村の支援拠点をどう強化していくかということも、一方で、今後はとても大事になるときに、そこも含めて支援拠点のところにきちんと専門職が回ると。小さい自治体のときに自分のところで回すだけだったら、職員の数に限りがあるというときに、自治体の連合体のようなことも含めて、それがどういう形になるかは別にして、あるいは、民間とも連動する形で、きちんと専門職の配置を担保していくというときに、どういう資格制度であったら裏づけになるか、あるいは、そこをどう連動させるのかということが決定的に重要な気がするのです。

○山縣座長 分かりました。ありがとうございます。

今のような論点で、再整理しませんので、松本座長代理が言われたようなところの御意見がありましたら、よろしくをお願いします。

津崎委員、宮島委員、増沢委員と手が挙がっています。津崎委員、お願いします。

○津崎委員 今松本先生が言われたことを、私は自治体の職員として日々感じていまして、一部の自治体が福祉職の採用で、採用は増えてきていると。採用の後のキャリアをどう積

ませるのか、あるいは、異動、格付けをどうするのか、普通はほとんど行政事務職のモデルしか持っていないのですね。そこへ福祉職の職員もはめ込まれてしまうから、ころころ異動して組織としての専門性が育たないのですね。全国的に見ても、大体3年から5年で替わってしまっている。専門性を育てて、その手段をキープしていくとなれば、行政事務職とは違うのです。福祉職のキャリアの在り方、格付けの在り方、異動の在り方というルールを自体がつくる必要があるのだと思わない限り、どんな人材をはめ込んだって、ころころ替わっていくから同じことだと思うのですね。

だから、そのことをもうちょっと自治体が専門性を育てて、組織としてそれをキープするため、行政事務職とは違う人事の新たなルール化を考えていくということをどこかに入れ込まれないかと私は思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。また時間を取り過ぎたり、ぐるぐる回っていけないなどと思いつつ、勇気を振り絞って手を挙げさせていただきました。

先ほど松本先生が言ってくださったように、専門家集団をつくらなければいけないと思います。しかも、私は、児童相談所だけに専門職集団をつくったのでは駄目だと、住民に身近な基礎自治体にこそ福祉の専門家集団をつくらなければ駄目だと感じています。

ヒアリングでもありましたけれども、保健師の方はかなりの人数がいますけれども、あるいは、教育や保育の資格を持っていらっしゃる方はいますが、ソーシャルワークの教育訓練を受けている人が実に少ない。この辺りを何とかしていかなければいけない。

そうであるとすれば、国家資格を持っている、でも、その国家資格は、繰り返しになって恐縮ですけれども、既存の国家資格保持者を市区町村にきちんと配置していく必要があると。その上で、児童相談所については、御指摘のように、社会福祉士と精神保健福祉士では駄目だと御指摘がありましたけれども、確かに、今、試験に合格するための学びで、制度論ばかりをやって合格したという形になっていますから、既存の国家資格の養成の在り方も見直していかなければいけないと思いますけれども、実際に資格を持った人が配置されるとき、教育訓練を継続的にしていくという仕組みをつくっていく必要があると思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

増沢委員、藤林委員の順でお願いします。その後、奥山委員ですね。

○増沢委員 僕は津崎先生の御意見に本当に賛成です。

僕は国家資格になるべきだと思うのですけれども、その理由は、とにかく現状を変えなければならぬということなのですよね。養成を受けた学生が、この現場に、児童福祉の課程に来る人が圧倒的に少ない。また、来たとしても、その専門性が積み上げられていか

ない。それはなぜかという、一般人事に組み込まれている。ここを変えるためには、きちんと資格制度をつくることによって、カリキュラムの見直し、資格があることで、一般人事とは違う専門職としてのキャリアパスのルートをつくっていく。さらに、それは県の自治体だけでなく市町村もまたいでキャリアを上げていけるような、要するに、そういった通行手形といったような役割も担う、国家資格によってその道を可能にしていく。資格、そのためのカリキュラム、人事の改善、他機関との人事交流も含めたキャリアパスのルート、これが全てセットで展開できるようにと思います。今までの中途半端な在り方では、現状は変わらないのではないかとということです。

その上で、日本のソーシャルワークの発展はきちんと考えていかなければいけないことも分かります。しかし統合の議論とかはその先にあることと思います。今、とにかく現状を打破しなければいけないときに、起爆剤的な意味も含めて資格化は絶対に必要だと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

藤林委員、奥山委員、西澤委員の順でお願いします。藤林委員、お願いします。

○藤林委員 松本座長代理の意見を聞いていて、ここに書くのかなと思ったのですが、13ページの「4. 人事制度・キャリアパスの在り方」採用のところをよく読んでみますと、「また、子ども家庭福祉の資格が創設された場合には、その資格を有する者の採用を促進していくべきである」と、新たに採用を進めるとしか書いていないのですが、松本先生の言われるように、現にその自治体にいらっしゃる、保育士さんや保健師さんといった方々、行政事務の方もいるのですが、能力のある方、経験のある方またはモチベーションのある方が、こういった子ども家庭福祉の国家資格を取ることによって、その自治体のソーシャルワークのレベルは上がっていくのではないかと考えています。

このワーキングのメンバーには保育士会の方もいらっしゃるのですが、多分思っていると思うのですが、実際に、自治体においても、児童相談所においても、市町村においても、または施設においても、保育士さんで一定の方々がソーシャルワークをやっている。また、そういう能力を持っている方がたくさんいらっしゃる。そういった人材にぜひ子ども家庭福祉の分野にいっぱい入ってきてほしいと私は思っているのです。けれども、先ほどからあるように、まず社会福祉士を取ってからでないとなれないというのではあまりにもハードルが高いと、前回、前々回も言ってきたところです。なので、もし国家資格ができれば、少なからずまたは大勢の保育士さんまたは保健師さんなどもこの資格を取って、小さい自治体には必ず保育士さんも保健師さんもいらっしゃるわけですから、その自治体で多分活躍されるのではないかと考えています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 視点が違うのですけれども、児相長のところなのですけれども、児相長もなって1年や2年でころころ替わっている児童相談所が結構あって、ここにいらっしゃる藤林先生や江口先生の場合には、かなり長く児相の中でやっておられて、児相長もしっかりと長いことやっておられます。児童福祉司がころころ変わるのはまずいということは書かれているのですけれども、児相長がころころ替わるのもまずいのではないか。その辺も入れていただけたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

西澤委員、お願いします。

○西澤委員 さっき津崎先生が言われたことは、さっき私は福祉専門職を養成していくキャリアパスみたいなことで一般事務職と切り離してほしいと申し上げたのですが、それと全く同じだと思っています。大阪市の児童相談所ではそういう方向でやられてきたという実績があって、それがどうして全国化しないのかと常々思っていたので、その点は明確に書いていただけたらありがたいと思います。

もう1つ、さっき国家資格と研修制度の関係を松本先生は指摘されたわけですが、2年間だけですが、実際に私は児相のSV研修の全体のコーディネートをSBI子ども希望財団が委託を受けたときにやらせてもらっていて、その中で、実際に社会福祉士の有資格者がどれぐらいいるかというのもその都度聞いていたのです。その数字は今ここでは出しませんが、かなりいたのですよ。ところが、その人たちに基本的なことを教えないと演習ができないということを実感したのです。これはエビデンスとは言えないのは分かっていますけれども、イカデンスかタコデンスぐらいだというのは分かっていますけれども。誰も笑ってくれない。まあいいや。社会福祉士が国家資格でいける、その上に研修を積み上げればいいのかというのであれば、かなり研修のレベルを落とさなくてはならないというのが、そのときに、スーパーバイザー研修をやっていると思うことだったのです。

だからこそ、せめてスーパーバイザーになる人たちはもっと基本的なことはちゃんと理解しておいてねと思ったので、今の社会福祉では、この議論を蒸し返していけないと座長にはくぎを刺されていますけれども、研修との連動を考えて、研修が実際にプラクティカルなものになるためには、国家資格として子ども家庭福祉士なるものをしっかり位置づけておかないと、研修のレベルに影響してくるなというのは実感しているということをお伝えしたかったのです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。大分時間も迫ってまいりましたけれども、よろしいでしょうか。

後半のほうにつきましては、大幅な見解の相違はなかったと理解しています。ただ、必要な修正がある、あるいは、もっと丁寧に説明したほうがいいのかというところもあるという

ことは理解しましたので、その御意見を踏まえながら、それは修正をしていきたいと思えます。

前半のほうにつきましては、先ほど言いましたように、もっと深めるべきだという御意見もありましたけれども、現段階で、このワーキングとしては、これ以上やっても恐らく劇的な変化が短期間であるとは思えないということもございまして、取りあえずは今日出た御意見はできるだけ反映させながら、修正をさせていただいて、次のステップに行かせてもらえたらありがたいなと思っています。

この点について、いかがでしょうか。

申し訳ありませんが、そういう形で進めさせていただきます。

どうぞ。

○西澤委員 だから、書き方の問題だと思うのですよ。先に、例えば、国家資格にするべきという意見があったというものの後にすぐに認定資格でもいいという意見もあったと書くと、結論としてはそっちのほうになってしまうような気がするのです。さっきも申し上げましたけれども、こういう意見を書くのであれば、こういう意見が多かったとか、多数であった、しかし、こういう意見もあったみたいな書きぶりで強弱をつけてもらわないと、何を言っているのか分からないというのが読んだときの印象になる。その辺を少し考えていただけたら、ありがたいと思います。両論併記は構いませんから。

○山縣座長 了解しました。

奥山委員。

○奥山委員 確認なのですが、結局、これをまたその社会的養育専門委員会なり児童部会なりで議論して一本化するのでしょうか。先ほど答えをいただけていないので、それを教えてほしいと思いました。

○山縣座長 これは、事務局から、お願いします。

○山口虐待防止対策推進室長 事務局です。

ワーキングでのまとめ、これまでの御議論を踏まえて、厚労省で案を策定いたしますが、その厚労省で策定する案がどのような形になるのかは現時点では決まっておりません。

○山縣座長 そういうことです。

○奥山委員 この報告書がそのまま社会的養育専門委員会や児童部会に上るのではなくて、これを基に厚労省が何かをつくって、それが上っていくということなのでしょうか。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

先ほど参考資料1に書いてありますとおり、基本的には奥山先生のおっしゃるとおりです。このワーキングの取りまとめを踏まえて厚労省においてたたき台を提示した上で御議論いただくということを想定しております。

○西澤委員 そうすると、厚労省がつくるたたき台は、我々は知ることができるわけですね。それはもちろんだと思っていいわけですね。

○山縣座長 事前にとということではなくて、当然出来上がったものについては公開される

ものですからという理解です。我々が先行的に見る根拠もなかなか見いだしにくいなど。
○西澤委員 そうなってくると、正直、「ワーキンググループ」という名前はやめたほうがいいと思いますよ。すごく軽く見られているわけですよ。

○山縣座長 今の段階で名前を変えるというわけにもいきませんので。

○西澤委員 最初にその名前を使った人が反省すべきだと思いますね。

○山縣座長 分かりました。ありがとうございます。

奥山委員、手が挙がっていますけれども、大丈夫ですか。

○奥山委員 つまり、この委員会のこの報告書がどういう意味になるのですか。要するに、これを見ながら厚労省が今後決めますよということなのですか？ 少なくとも両委員会にこれが全く提示されないというのは不思議だと思います。社会的養育専門委員会の下でワーキングが立ち上がって了承されたワーキングなはずなので、このワーキングではこういう結論が出たのですということが提示されずに厚労省の案が提示されていくというのはおかしいという気がするのですけれども、そういうものなのでしょうか。

○山縣座長 今、誤解があるかもしれません。申し訳ありません。

○山口虐待防止対策推進室長 すみません。説明が不十分でした。

資料をもう一回見ていただきますと、○の1つ目のところで、ワーキングの取りまとめを委員会に報告すると。その上で、厚労省において論点を整理してたたき台を提示すると書いておまして、前段をはしょってしまったために説明が間違っただけだと思います。申し訳ございませんでした。

○山縣座長 そういうふうに私も理解しています。あくまでもこのワーキングが返すべきは専門委員会であるということになると思います。よろしいでしょうか。

8時を既に回ってしまっていますので、少し強引かもしれませんが、今日の段階で御意見をいただいたものを修正して、座長および座長代理に一任をしていただくという形で、その結果については、取りまとめについては報告をさせていただくという形になるかと思いますが、そういうことで御了解をいただけますでしょうか。

ありがとうございました。

○松本座長代理 山縣先生、最後のところなのですからけれども、ワーキングとして、資格の在り方については両論併記、人材育成なり研修については大体大まかな合意でこういう形で充実させましょうというあれがある。資格の在り方と研修なり人事パスについては連動して考える、そういう観点から資格の在り方も考えるということについても、そういう観点から意見はどうですかと言って、特に反論とかはなかったので

○山縣座長 それは合意されたと理解して。

○松本座長代理 合意されたという枠組みでよろしいですね。そうすると、これは専門委員会に投げたときに、まとまらなかったところも含めて専門委員会でもう一回議論をするという前提ですよ。あるいは、合意されたところについては確認をすると。

○山縣座長 そうなると思います。親委員会でワーキングの取りまとめについての御意見

をいただくことになると思います。それを踏まえた上で厚生労働省からの案が出てくる、その議論を踏まえた上で出てくると理解しています。

○松本座長代理 分かりました。報告されるということだったので、単なる報告事項ということではないと思ったものですから。簡単に言ってしまうと、ワーキングとしてはここについては一本化できませんでしたという報告なわけですよ。こういう論点がそれぞれ出ましたということだと思いますので、それを踏まえて、そこで議論があって、一つのたたき台の具体案が出てくるということによろしいのですよね。

くどいようですけれども、そこは確認です。

○山縣座長 事務局、大丈夫ですか。それでよろしいのですね。

○山口虐待防止対策推進室長 そうですね。こうして御意見をいただいて、厚労省の案をつくるということになると思います。案がないと、議論が進まないのです。

○松本座長代理 その案については、親委員会の専門委員会でまた議論がされると。

○山縣座長 そうです。そこからは親委員会の仕事になっていくことになります。

○松本座長代理 分かりました。

○山縣座長 ありがとうございます。

○奥山委員 この附則は施行後1年で必要な措置を講じるというものですよね。施行から1年がたってしまっているのです、そんなにのんびりとやっていたいいのかというのが私の質問です。

○山縣座長 その点につきましては、事務局から少し説明をいただこうと思います。

○山口虐待防止対策推進室長 参考資料1をもう一度御覧いただきたいと思います。

上のところを緑色の枠で囲っておりますが、今、奥山委員からまさにございました、前回の法改正の際、附則第7条第3項にこのように書いてあります。「政府は、法律の施行後1年を目途として、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と附則上は書いてあります。この附則を踏まえて、まさに「検討を加え」の部分の「検討」をこのワーキングでしていただいたということになるわけですが、これを踏まえて、政府の対応として、下に書いてございます。

まず、当面の対応ということで、研修実施体制の強化、ここにありますような虹やあかしが行う研修のオンライン化であったり、スーパーバイザーに対するブロック単位の研修であったり、あるいは、派遣研修に対する広域的なマッチングによる支援を来年度予算案に盛り込んでいるところでございます。

また、2点目については、このワーキングでも御議論いただきましたけれども、このスーパーバイザーの法定研修が見直される中で、その修了要件についてどう考えるかというところを、今年度に調査研究をしておりますので、その結果も踏まえながら、来年度、速やかに取りかかるということでございます。

3つ目は、市町村の体制強化。これも御議論いただいたところでございます。拠点の支援といったことを来年度予算案に盛り込んでいるところでございます。

資格の部分については、まさに今おまとめいただいたような形になっておりますので、先ほど御説明しましたので、割愛いたしますが、ここに書いてあるような形で進めたいと考えております。

2ページ目は、参考資料ですので、御覧いただければと思います。説明は割愛いたします。

以上です。

○山縣座長　そういうことです。よろしいでしょうか。

○奥山委員　要するに、後ろはいつですか？　この資格に関しての法制化に関して言うと、いつですか。後ろを教えてください。

○山口虐待防止対策推進室長　後ろは、現時点ではまだ分かりません。

○奥山委員　ただ、附則に1年後にと書いてあるのに、そんなにのんびりしていいものなのでしょうか。

○山口虐待防止対策推進室長　恐れ入ります。のんびりしているというか、分からないというのは、その速やかに取りかからないということではございません。もちろん速やかに取りかかるわけでございますが、現時点で、いつまでにということを、前もって、予断を持って申し上げることができないという意味であります。もちろん、この法律の附則の趣旨を踏まえて速やかに取り組むということはそのとおりであると思っております。

○山縣座長　私としても、法律に基づいてできるだけ速やかに形が整うよう次回専門委員会等を進めていただけたらと思います。ありがとうございました。

それでは、本日の会議は、座長、座長代理に一任という形で、その後、皆さんに説明させていただくという形で取りまとめさせていただきたいと思っております。

ワーキンググループは、1年半、10回ですね。かなり熱い議論、3時間程度の議論を毎回やってきましたけれども、多様な御意見をいただきまして、ありがとうございました。進行が不十分で申し訳ありませんでした。

最後ということで、局長が一言委員にお話ししたい、お伝えしたことがあるということですので、局長に画面は回したいと思っております。よろしくお願ひします。

○渡辺子ども家庭局長　時間も押しておりますので、一言、御礼だけ申し上げたいと思っております。子ども家庭局長の渡辺でございます。

先生方には、1年半にわたりまして、毎回3時間以上にわたりまして熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

特に昨年からは、このコロナの感染下でこうしたウェブによる開催となりましたが、ウェブにもかかわらずいろいろな御意見を熱く関わらせていただいたこと、重ねて御礼申し上げます。

厚労省としての進め方は先ほど室長から申し上げましたので私からは繰り返しません、

もちろんこのワーキングで資格について御意見が分かれたところもありましたが、幅広く、児相だけではなくて市町村も含め、そういうところでソーシャルワークを広げていくとか、そういう大きな方向で幾つか合意が取れたことも複数あったと思いますので、そういった点も踏まえながら、これから先の議論を進めていくためには、ある程度のたたき台的なものがないと、特に制度設計に関しては進んでいかないと思っておりますので、まずは、先ほど山縣座長からもお話がありましたように、本ワーキングでの報告を親委員会に伝えて、またそこで御意見をいただくとともに、もう少し議論を前に進めるために、厚労省としてもできるだけ早急にそういったたたき台的なものを示しながら、また関係各方面とも調整しながら、成案を得るべく進めていきたいと思っております。

先生方には、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

○山縣座長　ありがとうございました。

それでは、これで終了させていただきます。